

ノーマライゼーション推進・  
さがみはらプラン

# 第2期相模原市障害者福祉計画 基本計画

(平成22年度～平成32年度)

相 模 原 市



## ごあいさつ



本市は、障害者基本法に基づき、平成10年3月に「相模原市障害者福祉計画～ノーマライゼーション推進・さがみはらプラン～」を策定し、障害福祉施策を着実に推進してまいりました。

この間、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の施行、障害者権利条約の署名など、障害のある人や家族を取り巻く環境は大きく変わりました。

本市におきましては、本年4月に、戦後に誕生した市として初めての政令指定都市として新たな門出の時を迎え、最も身近な基礎自治体である市の役割の原点であります「市民が健康で安心して、心豊かに暮らせる地域社会の実現」に向けて邁進してまいります。

とりわけ、障害福祉施策につきましては、保健・医療、教育、労働、まちづくりなどの諸施策との更なる連携を図り、障害のある人もない人も、誰もが安心して快適に、ともに地域で暮らすことができる共生社会の実現に取り組んでまいります。

このため、新しい時代、新たな課題に対応できる基本的な施策として、「完全参加と平等」を目標に掲げ、障害のある人の家族に対する支援や権利擁護の確立のほか、障害のある人が様々な意思決定の過程に参加できる機会を保障するなど、障害のある人が地域で安心して主体的に生活できるよう「第2期相模原市障害者福祉計画」を策定いたしました。

この計画の策定に当たりましては、障害のある人とその家族、障害福祉従事者など、多くの方々から貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

平成22年3月

相模原市 **加山俊夫**

# 目次

<b>I 策定に当たって</b> .....	1
<b>第1 計画策定の趣旨</b> .....	3
1. 趣旨 .....	3
2. 位置付け及び期間 .....	6
3. 障害のある人の範囲 .....	6
<b>II 障害のある人の状況</b> .....	7
<b>第1 人口の推計</b> .....	9
1. 人口の状況 .....	9
2. 年齢3区分別人口 .....	10
<b>第2 障害のある人の状況</b> .....	11
1. 障害のある人の数 .....	11
2. 身体障害のある人の状況 .....	12
3. 知的障害のある人の状況 .....	16
4. 精神障害のある人の状況 .....	18
5. 発達障害のある人の状況 .....	20
6. 社会参加などの状況 .....	21
<b>III 基本計画</b> .....	25
<b>第1 目標</b> .....	27
<b>第2 基本理念</b> .....	27
1. 主体性・自立性の尊重 .....	27
2. ノーマライゼーション及びエンパワーメントの推進 .....	28
3. リハビリテーションの充実 .....	28
4. 生活の質の向上 .....	28
<b>第3 主要課題</b> .....	29
1. 権利擁護の確立に向けた取り組み .....	29
2. ライフステージに沿った総合的支援の提供 .....	29
3. 地域福祉・在宅福祉の推進 .....	30
4. 障害の重度化・多様化に対する支援 .....	30
5. 障害のある人の高齢化に対する支援 .....	30

6. 精神保健福祉の充実	31
7. 企業などへの就労に向けた支援の充実	31
8. 福祉のまちづくりの推進	31
9. 障害のある人の家族に対する支援の充実	32

#### **第4 施策の基本的方向**.....34

1. 障害福祉の基盤づくり	34
(1) 共生社会	34
ア 障害のある人への理解の促進	
イ 福祉に関する教育の推進	
ウ 情報バリアフリーの推進	
(2) 権利擁護	36
ア 権利擁護制度の推進	
イ 福祉サービス利用援助事業の充実	
ウ 成年後見制度の推進	
エ 障害のある人への虐待防止の取り組み	
(3) 障害者団体などの地域での活動への支援	38
ア 障害者団体などへの支援	
イ ボランティア活動への支援	
(4) 相談体制の整備	40
ア 相談体制の整備・充実	
イ ケアマネジメント体制づくり	
ウ 地域で支える仕組みづくり	
エ 情報提供の充実	
(5) 福祉用具の普及	42
ア 給付と提供体制の充実	
イ 総合的な利用支援体制の整備	
(6) 友好都市などとの交流・支援	43
ア 友好都市との福祉交流の推進	
イ 外国籍の障害のある人との交流の促進	
2. 福祉、保健・医療サービス	44
(1) 保健福祉圏域	44
ア 大圏域の役割	
イ 中圏域の役割	
ウ 小圏域の役割	
エ 相模原市高齢者保健福祉計画における日常生活圏域などとの連携	

(2) 福祉サービス基盤の整備	47
ア 地域生活・自立生活支援の充実	
イ 家族支援の充実	
ウ 生活の場の充実	
エ 情報提供の充実	
オ 地域活動支援センターなどの充実	
カ 障害福祉サービス事業者などの充実	
キ 障害福祉サービス事業者などのネットワーク	
(3) 保健・医療サービス	51
ア 保健・医療体制などの充実	
イ リハビリテーションの充実	
ウ 健康増進施策の充実	
(4) 人材の養成・確保	53
ア 福祉サービスに関わる人材の養成	
イ 専門性を持つ人材の確保	
ウ ケアマネジメント人材の養成・確保	
(5) 精神保健福祉施策の充実	54
ア 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進	
イ 精神保健福祉センターによる支援	
(6) 療育体制の整備	56
ア 早期発見・早期療育体制の充実	
イ 療育体制の充実	
<b>3. 教育・育成の充実</b>	<b>58</b>
(1) 乳幼児期における保育・教育	58
ア 保育・教育環境の充実	
イ 研修の充実及び理解の促進	
ウ 統合保育などの充実	
エ 相談、情報提供などの充実	
オ 相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはらいきいき親子 応援プラン）との連携	
(2) 学齢期における支援	60
ア 相談体制の充実	
イ 特別支援教育の充実	

(3) 生涯学習機会の充実	62
ア 学びやすい環境づくりの充実	
イ 資料などの提供の充実	
ウ 市民活動への支援	
4. 就労の充実	63
(1) 就労への支援	63
ア 就労を支援するための取り組みの充実	
イ 福祉的就労の充実	
ウ 企業などへの就労支援の充実	
(2) 職業訓練及びリハビリテーションの充実	65
ア 職業訓練などの充実	
イ リハビリテーションの充実	
5. 生活環境整備の充実	66
(1) 障害のある人が安心して生活できるまちづくり	66
ア 総合的推進	
イ 公共的建築物の整備	
ウ 道路、交通手段などの整備	
エ 公園などの整備	
(2) 住まいづくり	69
ア 市整備指針に基づく住まいづくりの啓発	
イ 民間住宅の供給・相談の充実	
ウ 市営住宅の整備	
エ 住宅改善の促進	
(3) 防犯・防災対策の推進	70
ア 防犯・防災ネットワークなどの整備	
イ 緊急時・災害時対策の充実	
6. 余暇・文化活動支援の充実	72
(1) スポーツ・レクリエーションの支援	72
ア 実施事業・施設などの充実	
イ 指導者の養成	
(2) 文化活動の支援	74
ア 参加機会などの充実	
イ 障害のある人による文化活動への支援	

<b>IV 推進体制</b> .....	75
<b>第1 計画推進の体制</b> .....	77
1. 計画推進の体制	
2. 進捗状況の確認・評価	
<b>第2 国・県などへの提言</b> .....	77
1. 財源の確保	
2. 障害の範囲の拡大	
3. 障害のある人に関する施策について	
<b>V 用語解説</b> .....	79
<b>付属資料</b> .....	95

# I 策定に当たって



## 計画策定の趣旨

### 1. 趣旨

#### (1) これまでの取り組み

平成5年に改正された障害者基本法に基づき、本市では、障害のある人を主体とした施策を総合的に推進し、各種福祉サービスを体系的に提供するため、平成10年3月に障害のある人の福祉に関する考え方を明示した、平成10年度から平成22年度までを計画期間とする「ノーマライゼーション推進・さがみはらプラン～相模原市障害者福祉計画」を策定しました。

本市はこの計画に基づいて、福祉、保健・医療、教育、労働、まちづくりなどの諸施策の連携を図って、誰もが安心して快適に生活できる福祉社会づくりのための施策を展開してまいりました。

#### (2) 国及び社会の動向

この間、国においては、平成14年12月に障害のある人に関する施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」及び重点実施施策、達成目標を定めた「重点施策実施5か年計画」が策定されるとともに、平成15年4月には、「社会福祉基礎構造改革」の一貫として、行政が福祉サービス利用の決定を行う措置制度から、利用者が事業者と契約を結び福祉サービスの提供を受ける支援費制度に変わり、平成17年4月には、発達障害のある人の自立と社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることを目的とした発達障害者支援法、平成18年4月には、身体障害・知的障害・精神障害の制度格差の解消、障害福祉サービス体系の再編などが盛り込まれた障害者自立支援法など、障害のある人の生活に直接関連する法律が施行されました。

国際的には、平成18年12月に障害者権利条約が国連総会で採択され、平成19年9月には我が国も署名するなど、国内でも批准に向けた動きが活発になり、国内外を問わず、障害のある人を取り巻く環境の変化は、より大きなものとなっています。

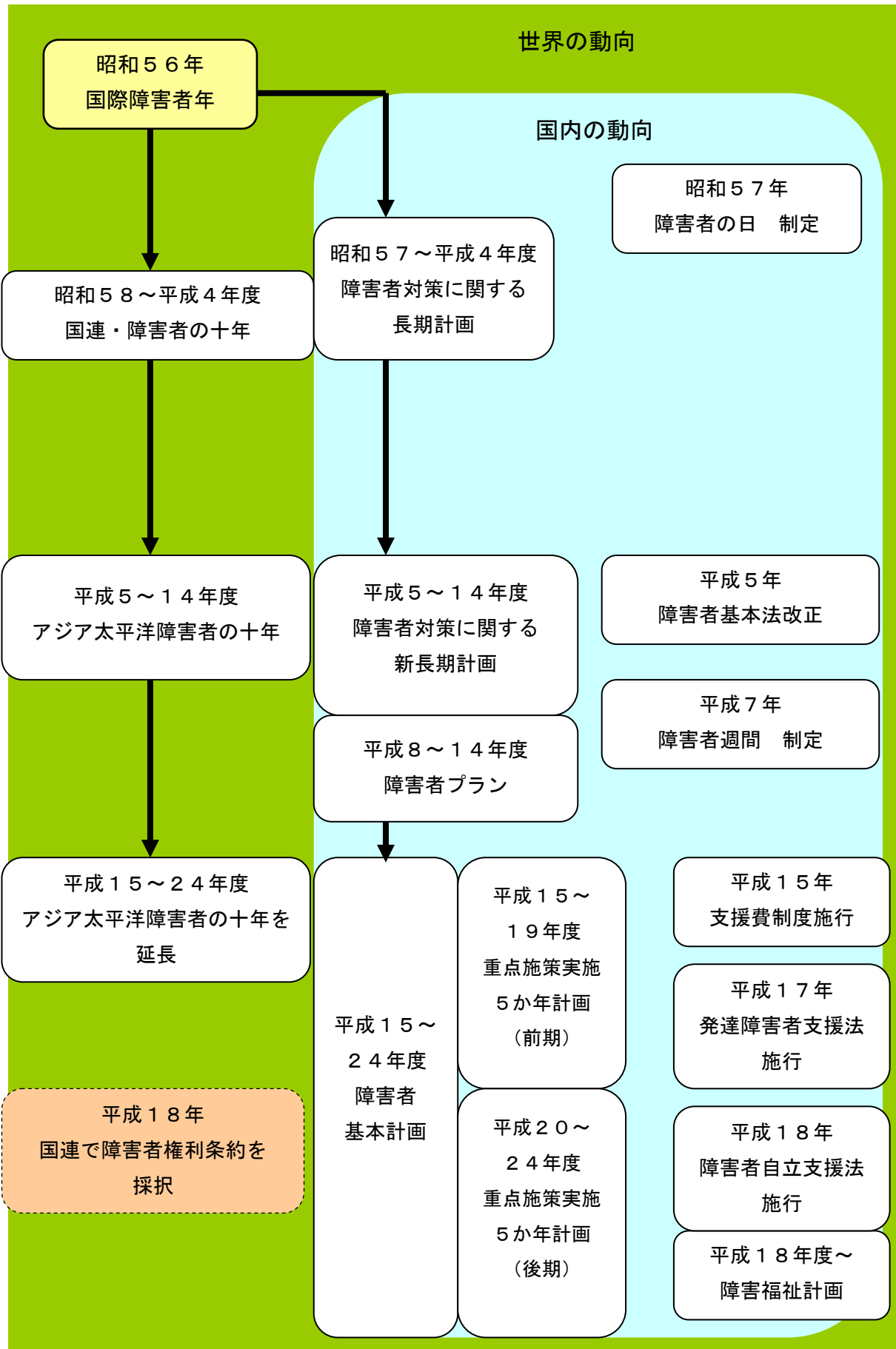
この間、障害のある人の社会参加が進み、地域でいきいきと生活する人が増える一方、障害のある人に対する社会の理解及び住み慣れた場所で生活する環境の整備が進んでいない状況も残っています。

### **(3) 新しい計画の策定**

本市は、平成12年に保健所政令市指定に伴う総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）の開設、平成15年4月の中核市移行による身体障害者手帳の発行、そして平成22年4月の政令指定都市への移行による精神保健福祉センター、障害者更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センターの設置運営など、本市が担うべき障害のある人に関する施策は質、量ともに大きく変化しており、今まで以上に障害のある人の生活の支援に、積極的に取り組む必要があります。

このことから、今までの計画の目標及び理念を継承しつつ、近年の新しい制度への対応、新たな課題への取り組みなどを進めるため、障害のある人、その身近にいる家族、障害のある人を支援する人などの積極的な参加を得て、新たな計画を策定することとしました。

# 障害のある人に関する施策の動向



## 2. 位置付け及び期間

「相模原市障害者福祉計画」は、障害者基本法第9条第3項に基づく市町村障害者計画として、国及び県の障害者基本計画を基本とし、本市の障害のある人に関する施策の基本的な計画となるもので、「相模原市総合計画」の部門別計画として位置付けます。

計画の期間は、「基本計画」と「実施計画」に分かれ、「基本計画」は平成22年度から平成32年度までとし、「実施計画」については、基本計画の期間を前期・中期・後期の3期に分けた期間とします。

なお、「相模原市障害者福祉計画」は「障害者自立支援法」に基づき策定した「相模原市障害福祉計画」との整合を図ります。

計画の推進に当たっては、本計画の上位計画である「相模原市総合計画」、その部門別計画で関連のある「相模原市地域福祉計画」・「相模原市高齢者保健福祉計画」・「相模原市次世代育成支援行動計画」・「相模原市支援教育推進プラン」などとの整合を図ります。



## 3. 障害のある人の範囲

本計画上でいう「障害のある人」とは、障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害があるため、継続的に日常生活や社会生活で制限を受ける人」及び同法附帯決議による「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」を範囲とします。

## Ⅱ 障害のある人の状況

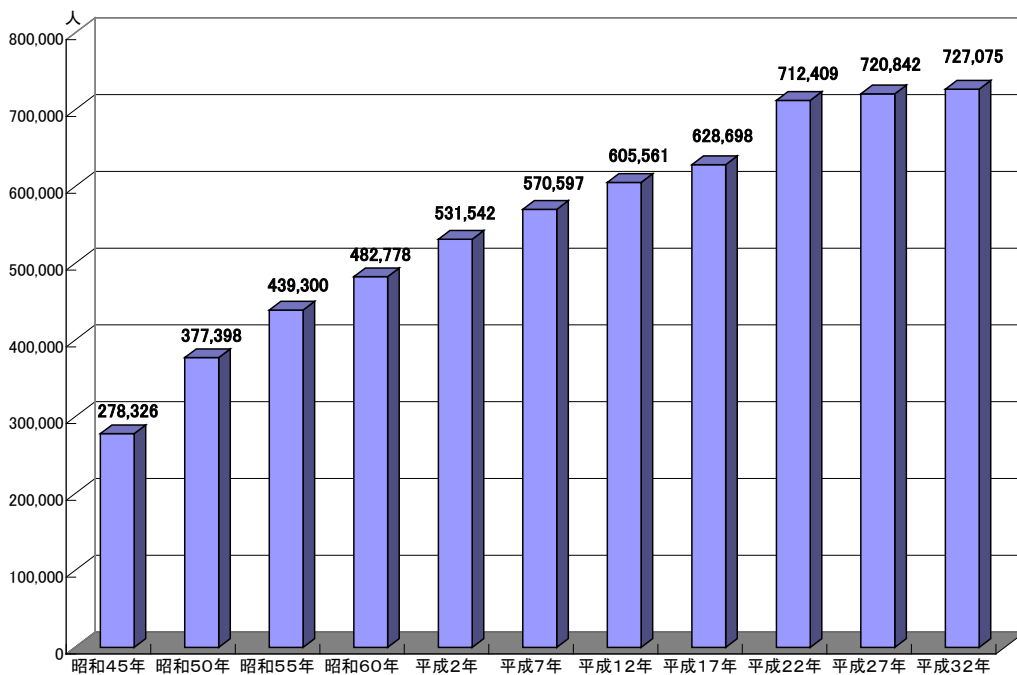


# 第1 人口の推計

## 1. 人口の状況

本市の人口は、平成21年10月1日現在で、712,318人（※）です。

「新しい総合計画策定に伴う基礎フレームの推計について」によると、平成27年には720,842人、平成32年には727,075人と緩やかに増加していくものと推計しています。

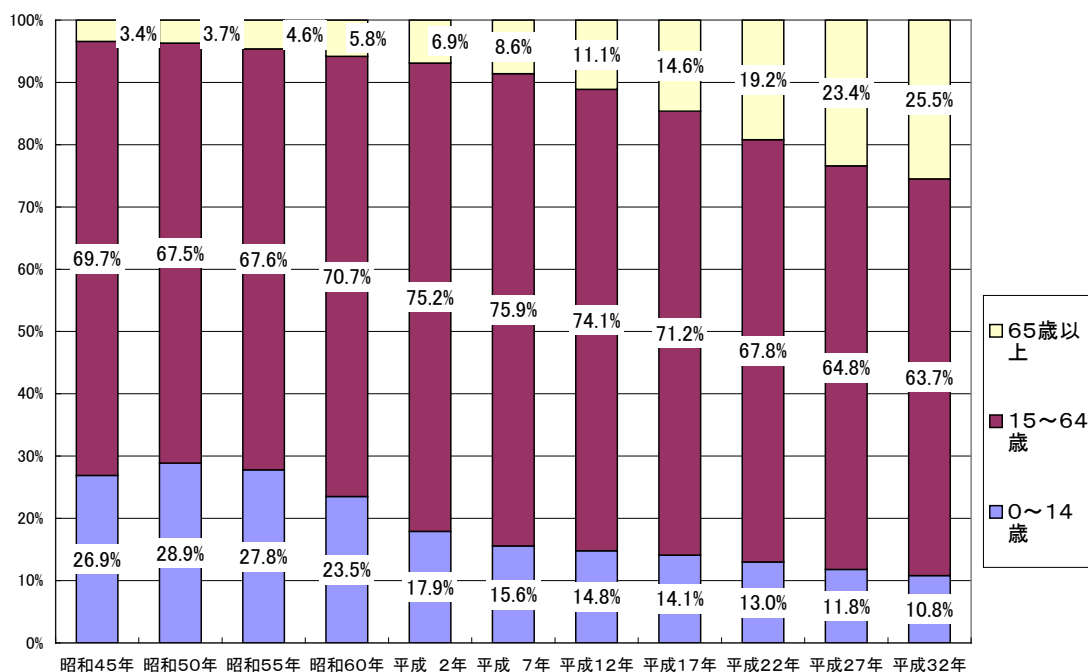


※平成17年国勢調査の確定数を基礎とし、以後、毎月住民基本台帳法に基づく住民基本台帳及び外国人登録の増減を加減して、推計したものです。

## 2. 年齢3区分別人口

市民の年齢構成は、平成17年の全国平均（年少人口13.7%、生産年齢人口65.8%、高齢者人口20.1%）と比較すると、65歳未満の人口（年少人口と生産年齢人口）の割合が高く、65歳以上の人口（高齢者人口）の割合が低くなっており、相対的に年齢の若い都市といえます。

今後は、出生数の低下などにより、生産年齢人口の減少傾向が続き、平成17年の71.2%から、平成32年の63.7%へと、7.5%も減少し、高齢者人口の割合は、平成17年の14.6%から、平成32年の25.5%へと急速に高まる傾向にあると推計されます。



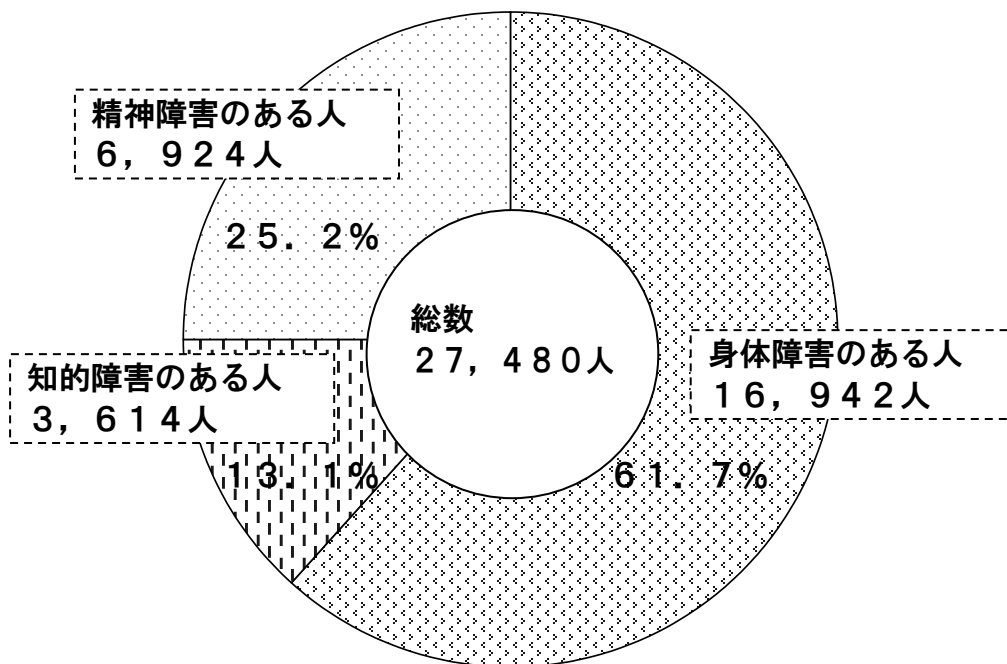
※年齢3区分別人口とは、15歳未満を「年少人口」、15歳～64歳を「生産年齢人口」、65歳以上を「高齢者人口」として区分し、集計したものです。

## 第2 障害のある人の状況

### 1. 障害のある人の数

本市の障害のある人の総数は、平成21年4月現在27,480人で、市民総数に対する割合は3.9%を占めています。このうち身体障害のある人が16,942人（※1）（障害のある人の総数に占める割合61.7%）、知的障害のある人が3,614人（※2）（同13.1%）、精神障害のある人が6,924人（※3）（同25.2%）となっています。

今後、本市の障害のある人の数は、市民総数の緩やかな増加に合わせて、高齢者人口の増加などの要因により、増加していくものと推計されます。



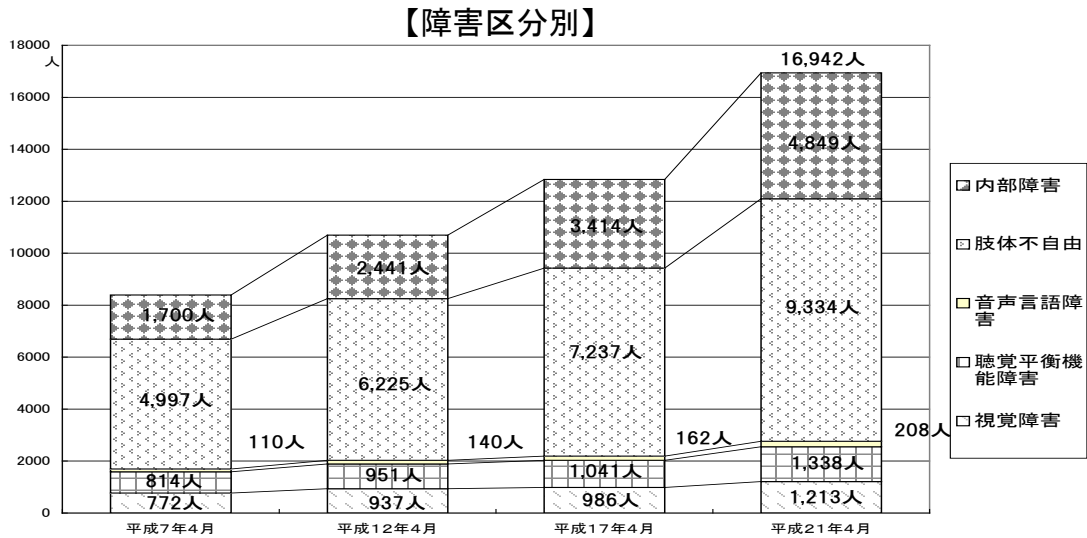
- （※1）身体障害のある人の数は、身体障害者手帳所持者数です。
- （※2）知的障害のある人の数は、療育手帳所持者及びそれ以外で児童相談所などの判定を受けた人の合算値です。
- （※3）精神障害のある人の数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数及びそれ以外の自立支援医療（精神通院医療）受給者の合算値です。

## 2. 身体障害のある人の状況

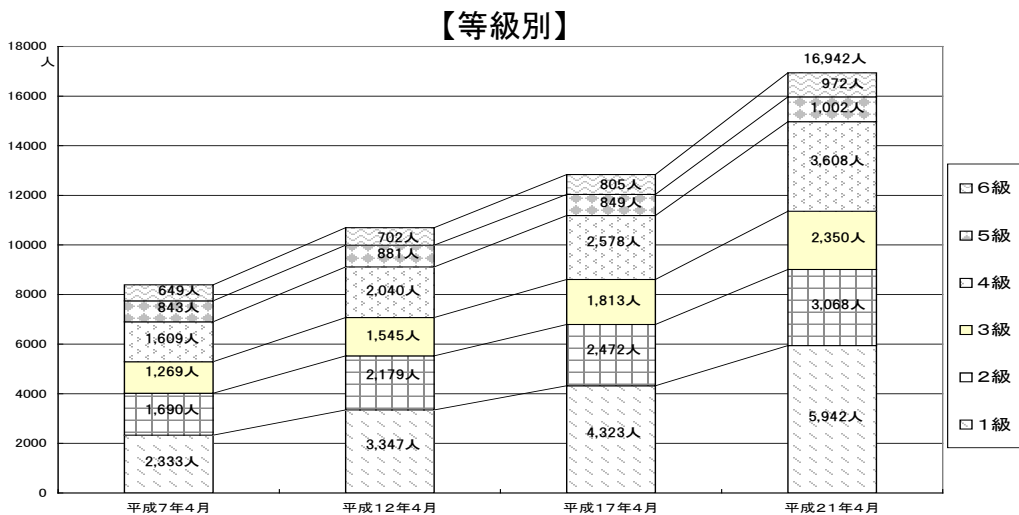
### (1) 障害のある人の数

本市の身体障害のある人の数は、平成21年4月1日現在で、16,942人です。

障害区分別では、肢体不自由が9,334人で身体障害のある人の55.1%を占め、以下、内部障害4,849人(28.6%)、聴覚平衡機能障害1,338人(7.9%)、視覚障害1,213人(7.2%)、音声言語機能障害208人(1.2%)となっています。



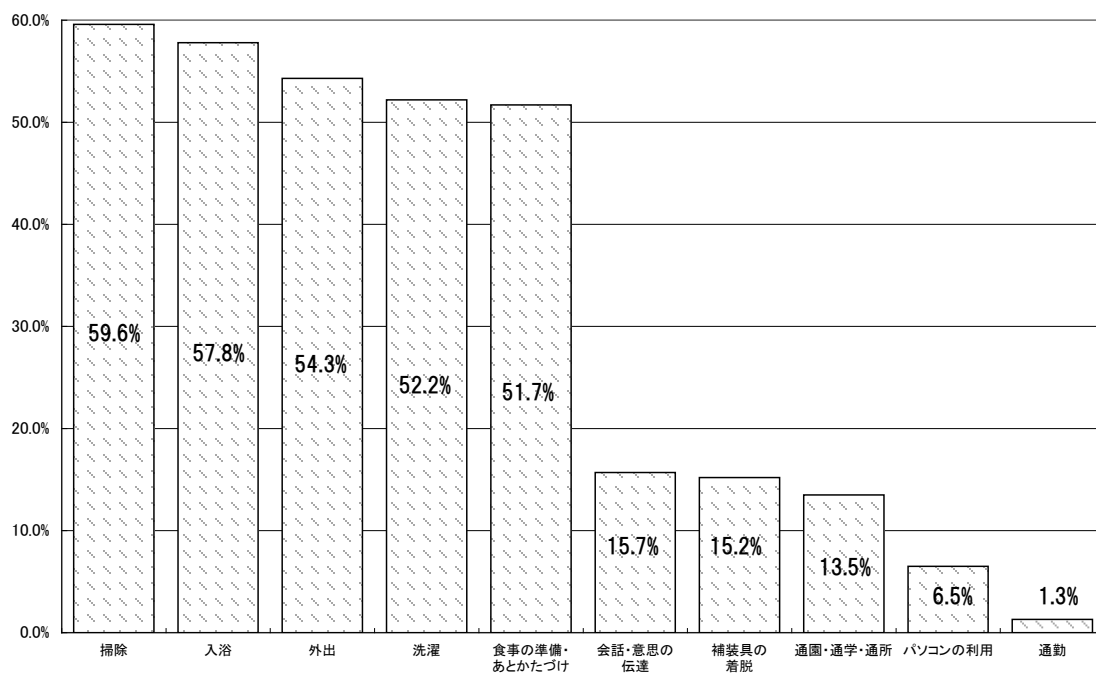
等級別に見ると、1級が5,942人で全体の35.1%を占めており、2級の3,068人と合わせると、重度障害のある人が障害のある人全体の53.2%を占めています。



## (2) 日常生活動作別介助の必要度

介助の必要度が高い動作は、「掃除」(59.6%)、「入浴」(57.8%)など、在宅で必要となる動作となっています。

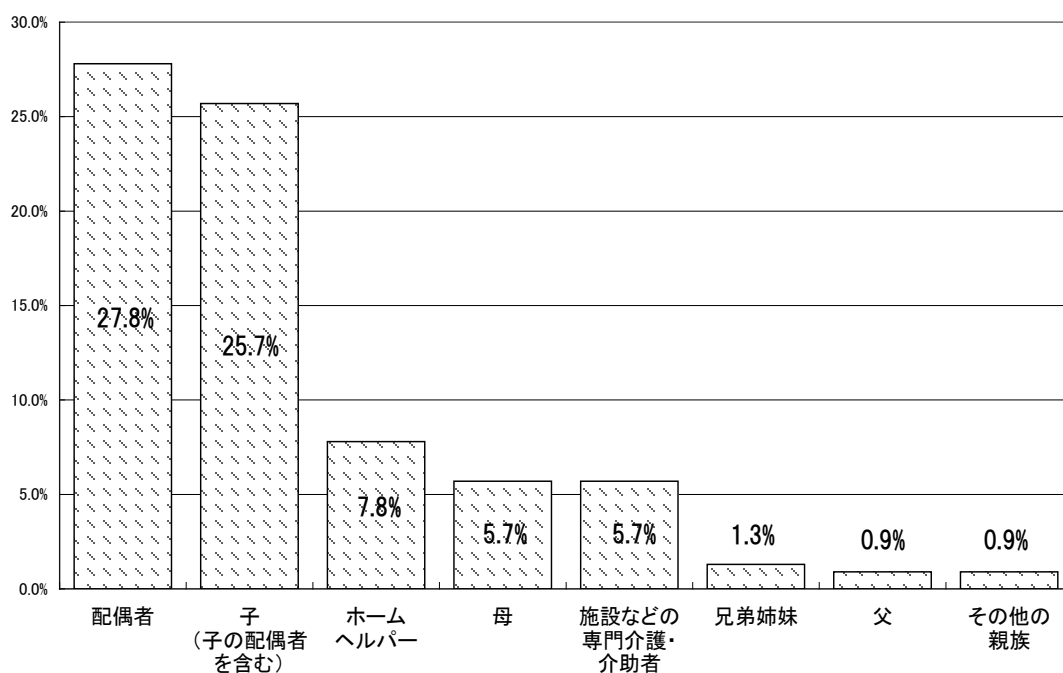
介助の必要度が低い動作は、「通勤」(1.3%)、「パソコンの利用」(6.5%)、「通園・通学・通所」(13.5%)などとなっています。



資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書 (H20.3)

### (3) 主な介護・介助者

主な介護・介助者としては、「配偶者」が27.8%と最も多く、続いて「子(子の配偶者を含む)」が25.7%、「母」が5.7%、「兄弟姉妹」が1.3%、「父」が0.9%となっており、身近な家族による支援の割合が半数以上を占めています。

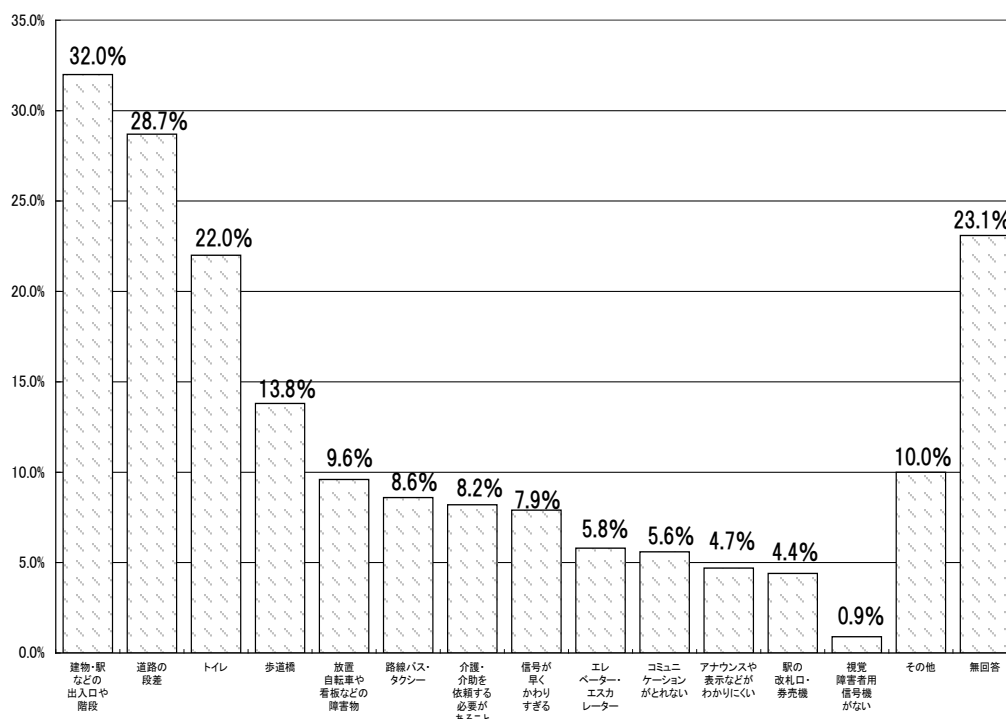


資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

#### (4) 外出時に不便に感じること

身体障害のある人が外出時に不便に感じることは、「建物・駅などの出入り口や階段」(32.0%)、「道路の段差」(28.7%)、「トイレ」(22.0%)の順に多く、他にも「放置自転車や看板などの障害物」(9.6%)、「信号が早くかわりすぎる」(7.9%)、「アナウンスや表示などがわかりにくい」(4.7%)などの回答があります。

「点字ブロック」については回答がなく、「視覚障害者用信号機」については、1.0%以下の回答となっており、バリアフリー化が進んでいることがうかがえます。



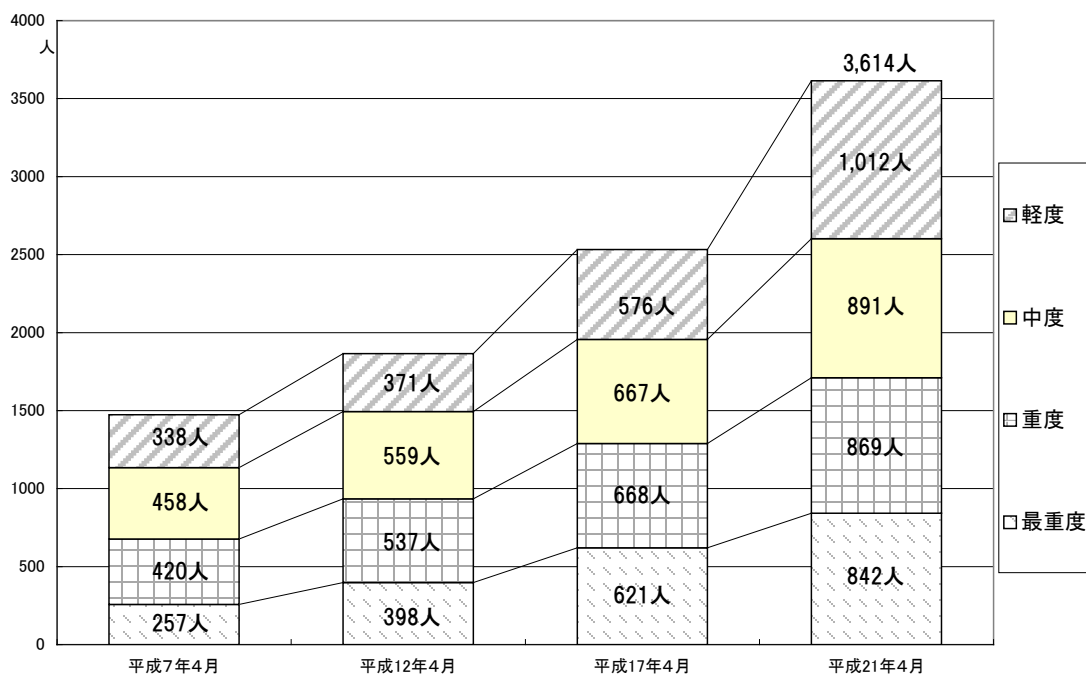
資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

### 3. 知的障害のある人の状況

#### (1) 障害のある人の数

本市の知的障害のある人の数は、平成21年4月1日現在で、3,614人です。

内訳は、最重度の障害のある人が842人(23.3%)、重度の障害のある人が869人(24.0%)、中度の障害のある人が891人(24.7%)、軽度の障害のある人が1,012人(28.0%)となっています。

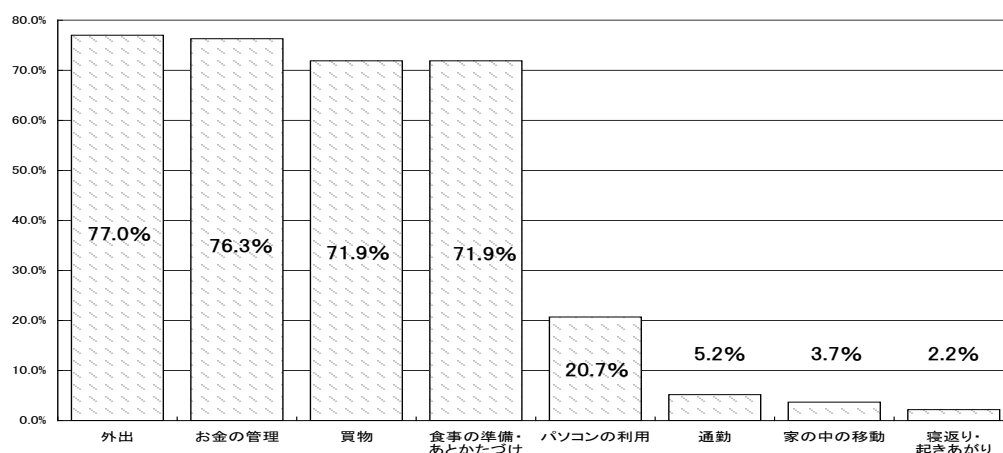


## (2) 日常生活動作別介助の必要度

介助の必要度が高い動作は、「外出」(77.0%)、「買物」(71.9%)など、対外的な行動に関する動作となっています。

介助の必要度が低い動作は、「寝返り・起き上がり」(2.2%)、「家の中の移動」(3.7%)など、在宅での身の回りに関する動作となっています。

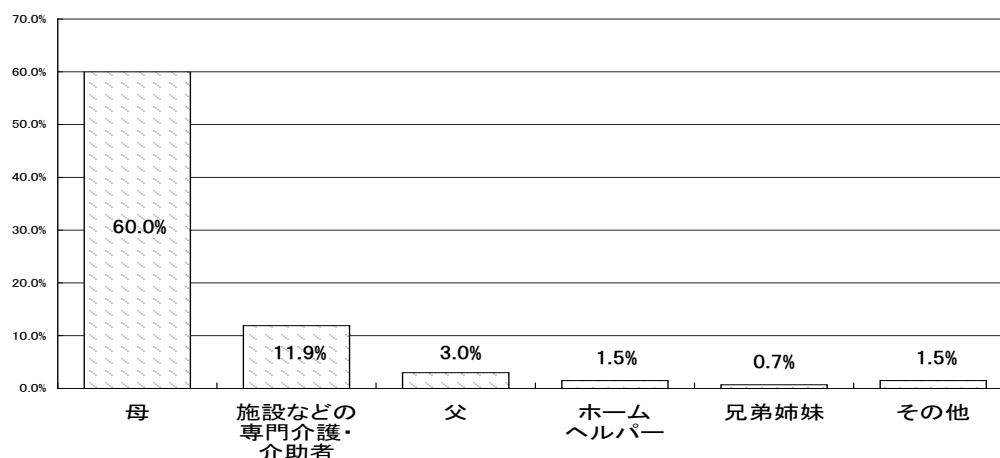
しかし、「お金の管理」(76.3%)、「食事の準備・あとかたづけ」(71.9%)など、在宅での身の回りに関することの中でも、介助の必要度が高い動作もあります。



資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

## (3) 主な介護・介助者

主な介護・介助者としては、「母」が60.0%と半数以上を占めています。次に、「施設などの専門介護・介助者」が11.9%となっています。



資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

## 4. 精神障害のある人の状況

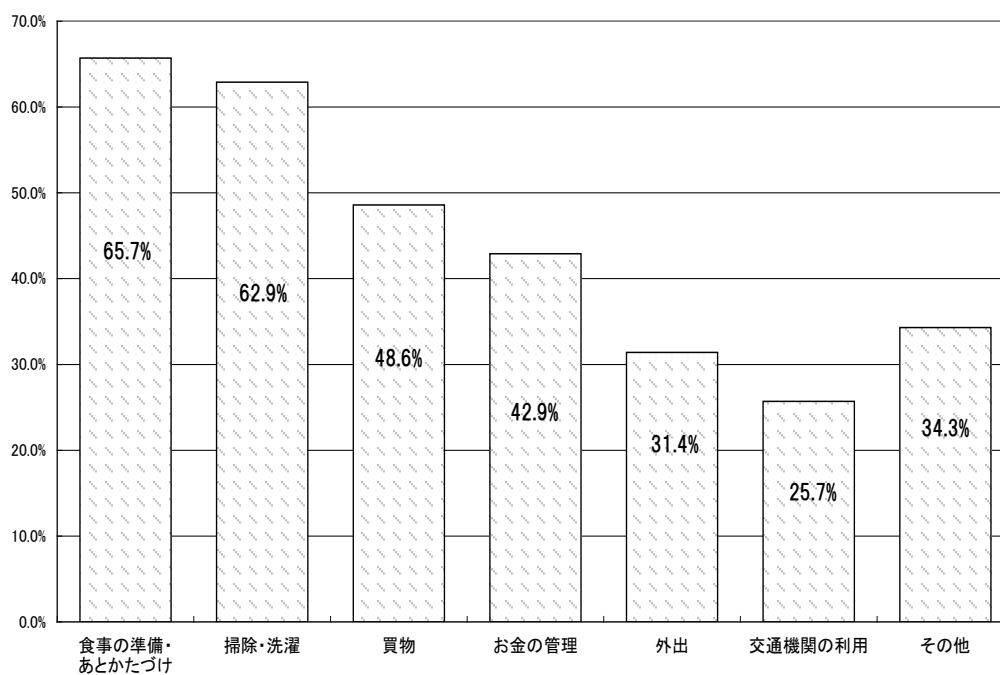
### (1) 障害のある人の数

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の数は、平成21年4月現在で、3,323人です。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者の数は、5,962人です。

### (2) 日常生活動作別介助の必要度

介助の必要度が高い動作は、「食事の準備・あとかたづけ」（65.7%）、「掃除・洗濯」（62.9%）など、在宅での身の回りに関する動作となっています。

介助の必要度が低い動作は、「交通機関の利用」（25.7%）、「外出」（31.4%）など、対外的な行動に関する動作となっています。

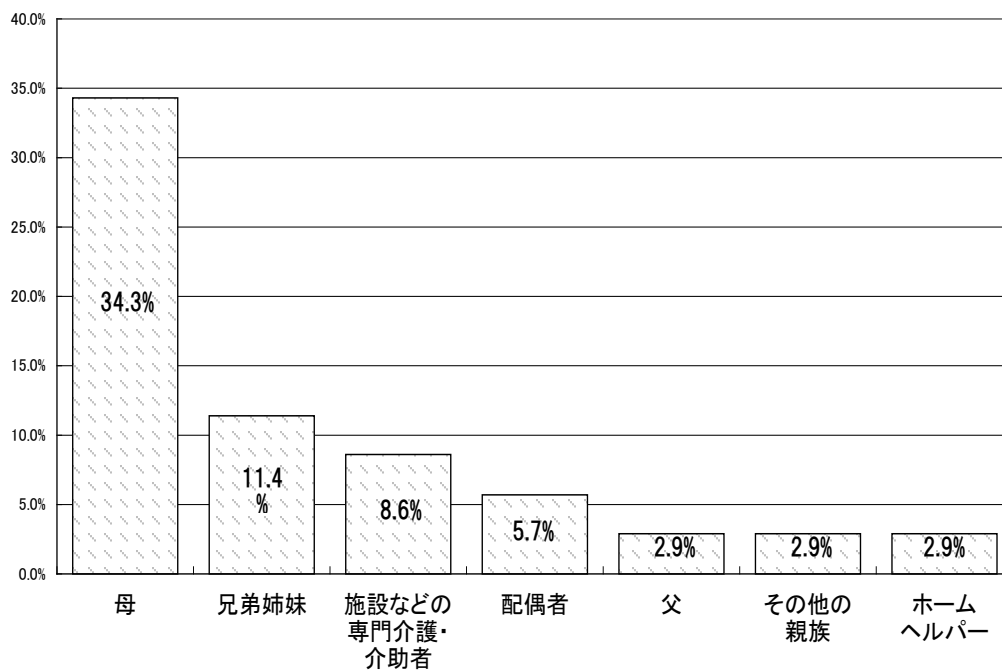


資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

### (3) 主な介護・介助者

主な介護・介助者としては、「母」が最も多く34.3%を占めています。次に「兄弟姉妹」が11.4%、「配偶者」が5.7%、「父」が2.9%となっており、半数以上の方が身近な家族となっています。

「施設などの専門介護・介助者」は8.6%となっています。



資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

## 5. 発達障害のある人の状況

### (1) 障害のある人の数

文部科学省が平成14年に行った「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の調査結果によると、小・中学校の通常の学級で、学校の教師が学習面や行動面で著しい困難を示すと回答した児童生徒の割合は、調査対象者41,579人のうち6.3%を占めています。

しかし、発達障害のある人を対象とした手帳の交付制度が無いため、正確な人数は把握できていない状況です。

### (2) 発達障害のある人への支援

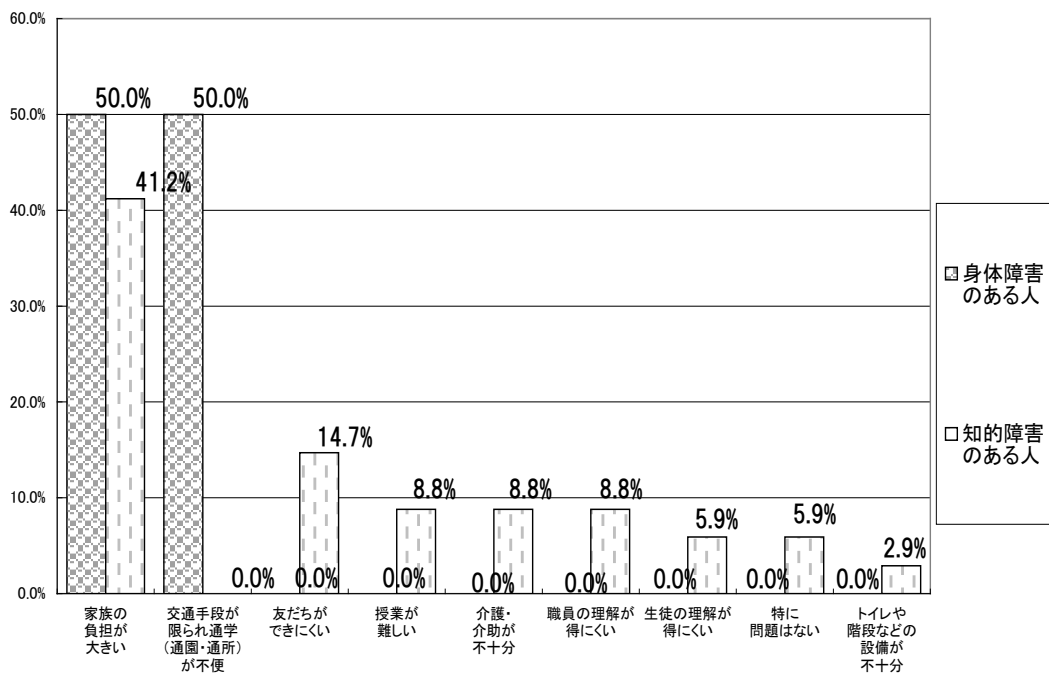
平成17年4月に、発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義及び法的な位置付けが確立されました。この後、発達障害のある人の自立と社会参加を目的として、全国で発達障害者支援センターが設置され、平成20年には国内で初めて発達障害情報センターが設置されるなど、様々な取り組みが行われています。

## 6. 社会参加などの状況

### (1) 学校（学園）生活の状況

学校（学園）生活を送る上で、最も困っていることとしては、身体障害のある人からは、回答者は少数ですが、「家族の負担が大きい」、「交通手段が限られ通学（通園・通所）が不便」という回答がありました。

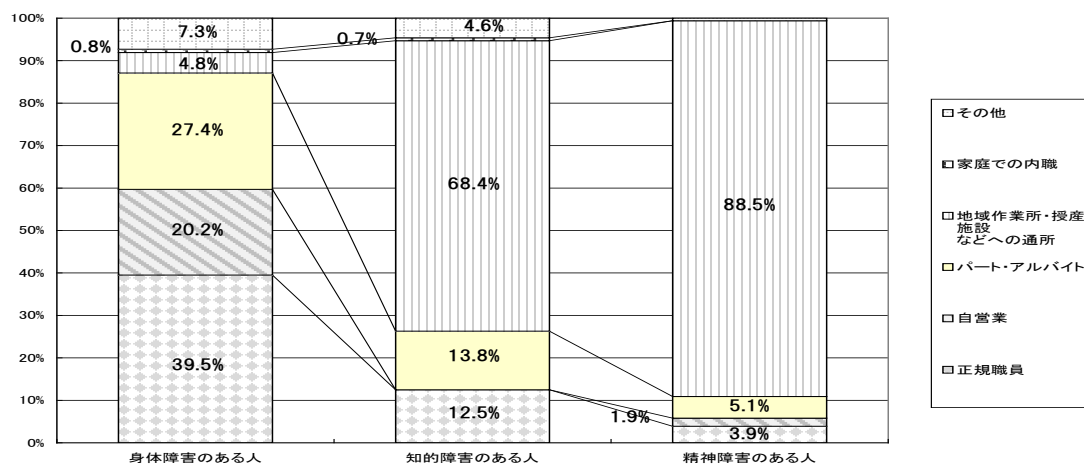
知的障害のある人からは、「家族の負担が大きい」、「友だちができにくい」という回答が多くなっています。



資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

## (2) 仕事の状況

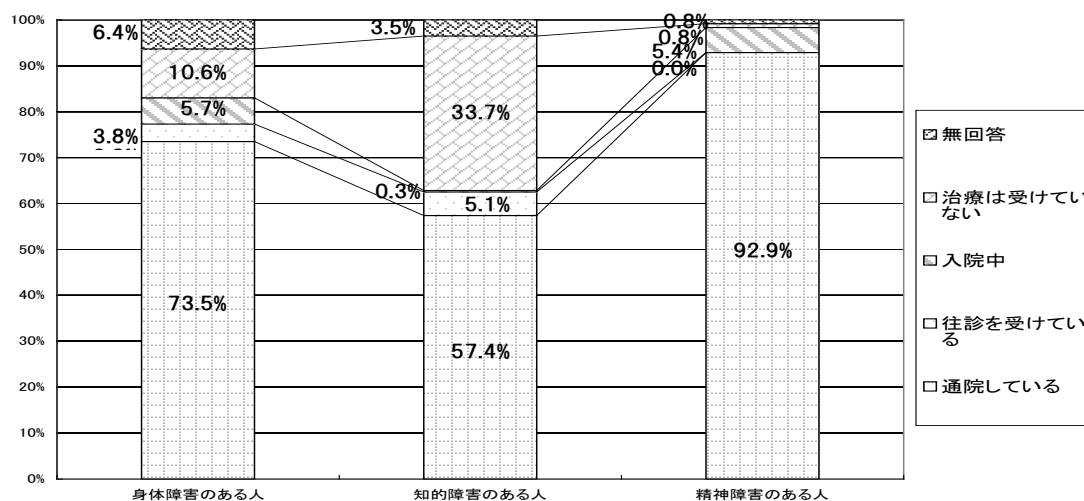
障害のある人で仕事をしている人のうち、「正規職員」と回答した人は、身体障害のある人が39.5%、知的障害のある人が12.5%、精神障害のある人が3.9%で、身体障害のある人の就労率が高くなっています。「障害者施設への通所」と回答した人は、身体障害のある人が4.8%、知的障害のある人が68.4%、精神障害のある人が88.5%となっています。



資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

## (3) 医療の状況

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人いずれも、60%以上の人々が治療を受けています。特に通院している人は、身体障害のある人が73.5%、知的障害のある人が57.4%、精神障害のある人が92.9%と高くなっています。

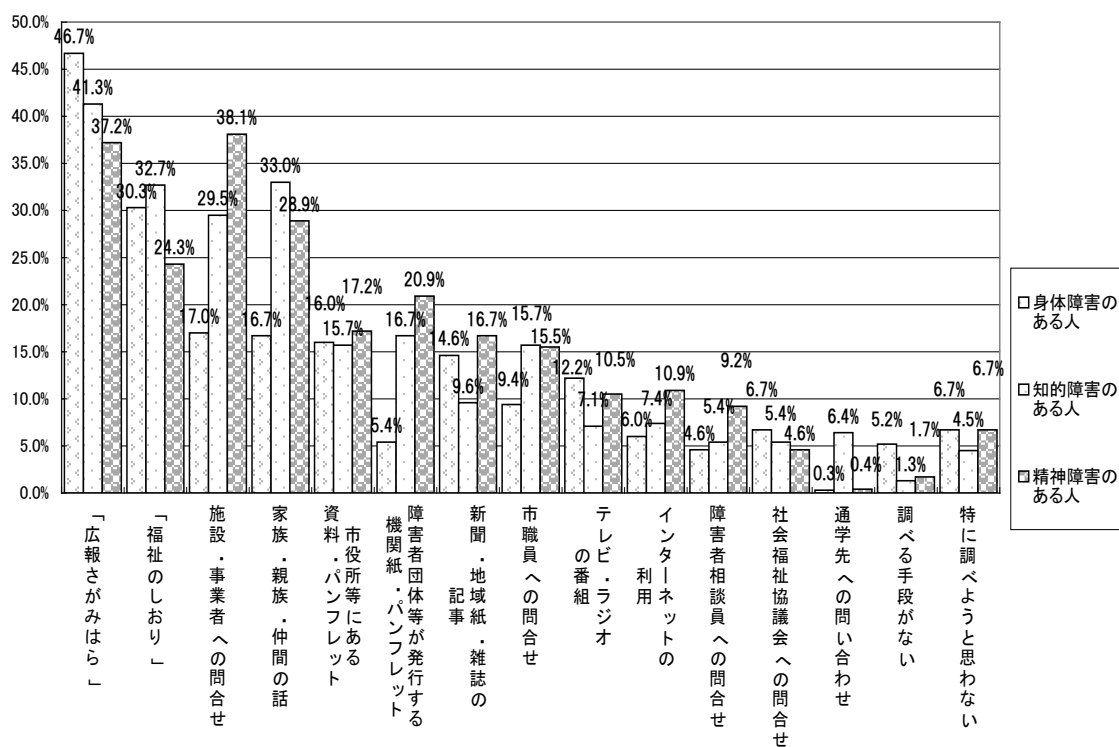


資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

#### (4) 障害福祉サービスに関する情報入手方法

身体障害のある人及び知的障害のある人は「広報さがみはら」が、精神障害のある人は「施設・事業者への問合せ」が最も多い情報入手方法になっています。

知的障害のある人及び精神障害のある人は「家族・親族・仲間の話」から情報を入手することも多く、市が発行している「福祉のしおり」についても、広く利用されています。

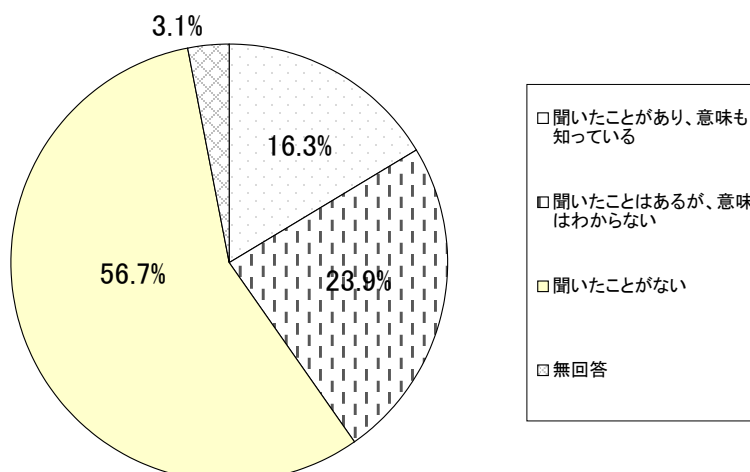


資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

### (5) ノーマライゼーションの考え方

市民へのアンケートの結果では、ノーマライゼーションという言葉の認知状況について、「聞いたことはあるが、意味はわからない」又は「聞いたことがない」と回答した人の合計は80.6%を占めており、認知されていない状況がうかがえます。

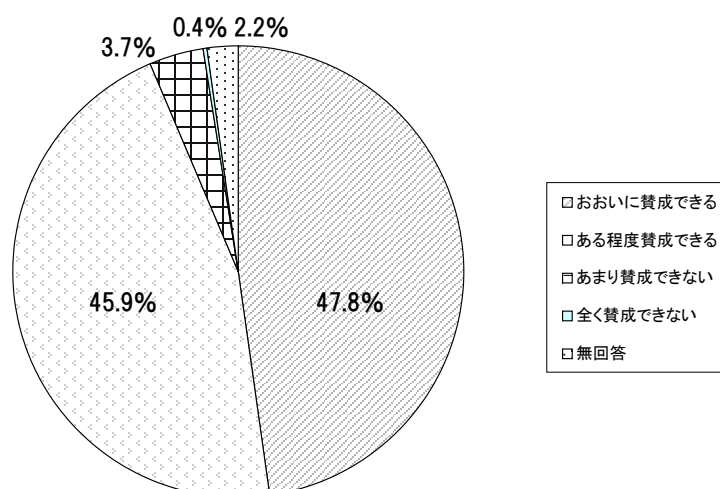
【ノーマライゼーションの認知状況】



資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

一方で、障害のある人もない人も、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方について、市民へのアンケートの結果では93.7%の人が賛成しています。

【ノーマライゼーションの考え方】



資料：相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書（H20.3）

## Ⅲ 基本計画



## 第1 目標

本計画は、障害者基本法における「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こと、「障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」という考えに基づき、障害のある人がすべての人権及び基本的自由を差別なく享受することを保障し、障害のある人の「完全参加と平等」が実現された、誰もが安心して快適に生活できる地域社会の実現を目指します。

この目標に向け、福祉、保健・医療、教育、労働、まちづくりなどの諸施策の連携を図り、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 第2 基本理念

本計画の目標を達成するため、障害のある人に関する施策の基本として「主体性・自立性の尊重」、「ノーマライゼーション及びエンパワーメントの推進」、「リハビリテーションの充実」及び「生活の質の向上」の4つを基本理念とします。

### 1. 主体性・自立性の尊重

基本的人権の尊重を基に、障害のある人が個々の能力を生かし、市民としての権利の選択及び決定、あるいは義務の遂行に向けて、主体性・自立性が確立された福祉社会を目指します。

障害のある人の主体性・自立性を支援するために社会全体の意識向上を図り、障害のある人の権利に対する理解促進に向けた啓発活動を行います。

様々な行政の政策、計画など、意思決定の過程に積極的に関与する機会の保障を目指します。

## **2. ノーマライゼーション及びエンパワーメントの推進**

すべての人が、社会を構成する一員として社会、経済、労働その他あらゆる分野の活動に参加し、その恩恵を平等に享受できる社会を目指します。

障害のある人が自らの生活をコントロールし、改善するための支援を行い、それらの力を発揮することが妨げられないように障壁を取り除き、お互いを支え合い、力が発揮できる社会を目指します。

## **3. リハビリテーションの充実**

障害のある人の自立を支えるため、単に運動機能の回復を図るだけでなく、基礎的な日常生活行為、家事の能力、基本的な職業能力の回復向上など、医学的、職業的、社会的な面での適応能力の回復も含めた総合的対応として、ライフステージに沿った、一貫性のあるリハビリテーションの体制づくりを目指します。

## **4. 生活の質の向上**

障害のある人の物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康・教育の享受と、情報及び通信を利用しやすいようにすることで、多様な選択肢の中から自分のライフスタイルに合ったものを自由に選択できるように、生活の質に配慮した生活基盤の整備及び諸制度を充実します。

## 第3 主要課題

基本理念を踏まえ、障害のある人のニーズ及び時代の変化に対応しながら、障害のある人の一人ひとりの主体的生活を支援するため、9つの主要課題に重点的に取り組みます。

### 1. 権利擁護の確立に向けた取り組み

広く社会には、言葉による暴力、虐待などの人権を侵害する状況及び財産に対する侵害など、障害のある人の生活を脅かす様々な状況がみられます。

このため、障害のある人の基本的人権を尊重するため、障害のある人の権利侵害の未然防止、早期発見及び対応並びにこれらの相談を支援する体制と成年後見制度の充実など、一人ひとりの権利擁護に視点をおいた支援体制の確立が必要です。

### 2. ライフステージに沿った総合的支援の提供

障害のある人が、自らの意思が尊重され、主体的に生活するためには、生活に対するケアマネジメント体制を充実し、障害のある人一人ひとりに合った支援を、人生の移り変わりに合わせて提供することが求められています。

このため、福祉、保健・医療、教育、労働、まちづくりなどの障害のある人に関する施策の連携を図り、県、近隣市町村、民間団体との協調した取り組み及び総合相談機能を生かし、ライフステージに応じて必要となる支援を体系的に提供することが必要です。

### 3. 地域福祉・在宅福祉の推進

「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で人と人とのつながりを持って支えあいながら、自らの意思により生活することができるよう、地域福祉・在宅福祉の充実が求められています。

このため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、在宅での生活を支援するとともに、身近な地域で安心して暮らせるために基盤整備を推進することが必要です。

### 4. 障害の重度化・多様化に対する支援

近年、常時介護が必要な重度・重複障害のある人が増加しており、一方発達障害のある人、高次脳機能障害のある人の増加など障害の多様化も進んでいます。

重度・重複障害のある人が安心して生活するために、日中過ごすことのできる場の確保、相談体制の整備など様々な支援が必要です。

障害の多様化に対する支援としては、発達障害者支援法が施行されるなど、着実に進んでおりますが、福祉サービスの提供、制度のはざまにいる人への支援などに取り組むことが必要です。

### 5. 障害のある人の高齢化に対する支援

社会の高齢化が進む中、障害のある人及びその家族の高齢化も同様に進んでいます。このため福祉、保健・医療の連携を図り、高齢化に伴い必要となるサービスの提供を充実することが求められます。

なお、高齢化に対応する福祉サービスの提供については、早期に老齢化が進み、各種制度の対象とならない人への支援などを含め、高齢者施策と連携して推進することが必要です。

## 6. 精神保健福祉の充実

「障害者基本法」に、身体障害のある人及び知的障害のある人とともに精神障害のある人が障害者として定義され、「障害者自立支援法」では、障害種別で分かれていた福祉サービス体系が一元化されるなど、精神保健福祉は大きく前進していますが、今後も地域生活への移行の支援など、今まで以上に福祉、保健・医療施策を推進し、精神保健福祉を充実することが必要です。

## 7. 企業などへの就労に向けた支援の充実

障害のある人の就労促進については、地域での自立した生活を支え、社会参加を進める観点からも大変重要な課題です。

このため、様々なニーズに対応する就労の場の確保、企業などへの就労の促進、就労先での支援体制の充実などが必要で

ます。また、これら就労に関する様々な施策の実施に際しては、福祉・労働・教育などの機関が連携して取り組みを進めることが必要です。

## 8. 福祉のまちづくりの推進

障害のある人及び高齢者をはじめ、すべての市民が安全で快適に生活できるよう、福祉のまちづくりについて、市民及び事業者への理解と協力のための啓発を進め、国における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（以下「県街づくり条例」という。）及び相模原市福祉のまちづくり環境整備指針（以下「市整備指針」という。）により、積極的に建物・道路・公園・公共交通機関などのバリアフリー化を進めることが必要です。

## 9. 障害のある人の家族に対する支援の充実

障害のある人の生活支援の多くは、配偶者、父、母、兄弟姉妹、子など、身近な家族が担っています。障害のある人本人及びその家族が自立して生活するためには、障害のある人だけでなく家族のサポートも重要になります。そのためには、日中一時支援の充実のほか、家族支援を目的としたサービスの充実が求められます。

また、老老介護、複合的な課題のある世帯など、障害のある人の家族を取り巻く環境は大きく変化しており、相談支援体制、成年後見制度の充実などが必要です。

## 目標 「完全参加と平等」

障害のある人に関する施策の基本となる4つの基本理念を定め、目標の達成を目指します。

### 基本理念

- 1 主体性・自立性の尊重
- 2 ノーマライゼーション及びエンパワーメントの推進
- 3 リハビリテーションの充実
- 4 生活の質の向上

基本理念を踏まえて、課題に取り組み、目標達成を目指します。

### 【主要課題】

- 1 権利擁護の確立に向けた取り組み
- 2 ライフステージに沿った総合的支援の提供
- 3 地域福祉・在宅福祉の推進
- 4 障害の重度化・多様化に対する支援
- 5 障害のある人の高齢化に対する支援
- 6 精神保健福祉の充実
- 7 企業などへの就労に向けた支援の充実
- 8 福祉のまちづくりの推進
- 9 障害のある人の家族に対する支援の充実

### 【施策の基本的方向】

- 1 障害福祉の基盤づくり
- 2 福祉、保健・医療サービス
- 3 教育・育成の充実
- 4 就労の充実
- 5 生活環境整備の充実
- 6 余暇・文化活動支援の充実

## 第4 施策の基本的方向

### 1. 障害福祉の基盤づくり

#### (1) 共生社会 ～みんなの理解と協力が共生社会をつくる～

##### 課題

- 障害のある人もない人もともに生きる「共生社会」をつくるためには、一人ひとりが「基本的人権」を尊重する視点を持ち、障害及び障害のある人に対する誤解と偏見を取り除いていくことが必要です。
- 障害のある人の「完全参加と平等」の実現に欠くことのできない、社会参加の場づくり及び条件整備のためには、障害及び障害のある人に対する理解が一層深まる必要があります。
- 障害及び障害のある人への理解を深めるためには、幼少期からの人権及び福祉に関する教育が重要です。

##### 施策

#### ア 障害のある人への理解の促進

##### (ア) 広報活動、講演会などの充実

誤解及び偏見を取り除き、理解を深めるために「広報さがみはら」による周知など、各種広報活動を充実するとともに、身近な地域で福祉に関する講座、講演会を開催するなど、様々な機会をとらえて啓発を進めます。

##### (イ) 交流活動などの推進

障害のある人が参画した福祉意識啓発のための取り組みを進めるとともに、教育、生涯学習など様々な機会に障害者団体、ボランティア団体、関係機関などの協力により、障害及び障害のある人に対する理解促進のための市民との交流活動を推進します。

##### (ウ) 福祉研修などの充実

障害のある人への福祉サービス提供に際しては、福祉サービスを提供する側の障害及び障害のある人への理解が必要であることから、研修活動を推進するとともに、事業者などに対して、研修などの実施を働きかけます。

### **(エ) 「障害者週間」などを通じた啓発の推進**

障害及び障害のある人への理解を深めるため、障害者基本法に定められた「障害者週間」（12月3日～9日）のポスター及び体験作文の募集、関係団体により定められた「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）及び市で定めた「福祉月間」（9月15日～10月15日）に合わせた障害福祉に関する広報、行事などを福祉団体と連携して実施します。

## **イ 福祉に関する教育の推進**

### **(ア) 幼少期からの福祉教育などの推進**

保育及び教育の場における、人権意識を育てる教育及び福祉に関する教育を充実し、幼少期から障害及び障害のある人への理解を深めるよう取り組みます。

### **(イ) 地域における福祉教育などの推進**

地域における福祉体験講座の実施など、様々な場及び機会を通じ、人権及び福祉に関する教育を進めます。

## **ウ 情報バリアフリーの推進**

### **(ア) 情報提供の充実**

必要な情報を必要な人に提供するため、福祉に関する様々な情報を収集し、障害のある人のニーズに合わせて提供できるよう、利用しやすい情報提供を進めます。

### **(イ) 情報保障の充実**

情報取得の妨げを解消するため、誰もが必要とする情報を得ることができるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音声訳の利用、盲導犬・聴導犬・介助犬の利用支援などによる情報保障を充実します。

## (2) 権利擁護 ～基本的人権を守るために～

### 課題

- 障害のある人が、多様な選択肢及び情報の中から自らの意思により選択し、地域及び施設で主体的に生活を送るためには、福祉サービスなどの生活基盤の安定を図る施策と合わせて、その生活を人権の視点から守る必要があります。
- 障害のある人の権利を擁護する取り組み及び個人の財産を保全・管理する仕組みづくりの充実が必要です。

### 施策

#### ア 権利擁護制度の推進

地域での取り組み、施設などが行う福祉サービスに関して障害のある人の視点から点検し改善する活動、人権を守る視点からの相談、それに基づく権利を守る活動など、個人のプライバシーに配慮しながら障害のある人一人ひとりの権利を擁護する取り組みを進めます。

#### イ 福祉サービス利用援助事業の充実

障害のある人の財産に対する侵害事例が増加していることから、障害のある人の意思により委託を受け、財産の保全・管理などを行う福祉サービス利用援助事業を充実します。

#### ウ 成年後見制度の推進

##### (ア) 利用しやすい環境づくり

必要な人が必要な時に制度を利用できるよう、ホームページ・パンフレットでの制度の説明、制度の利用に対する支援など、利用しやすい環境を充実します。

##### (イ) 成年後見制度の推進

制度の利用状況及び障害のある人のニーズを踏まえ、関係機関と連携し、市民後見人の養成など、後見人を確保するための取り組みなどを進めます。

#### **(ウ) ネットワークの構築**

成年後見制度の推進のために、当事者の声、権利を尊重する仕組み及び必要なときに利用できるようなネットワークの構築を図ります。

#### **エ 障害のある人への虐待防止の取り組み**

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な場面での虐待を想定し、虐待防止につなげる体系づくりを推進します。

### (3) 障害者団体などの地域での活動への支援 ～地域社会に参加しやすい環境づくりを目指して～

#### 課題

- 障害者団体による自主的活動に対して、障害のある人の社会参加を促進する視点とエンパワーメントの視点からの支援が必要です。
- ボランティア活動への関心を高めること、参加しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 福祉サービスの実施に当たっては、福祉サービスの実施に実績がある団体、個人ボランティアなどと協調して進める必要があります。
- 障害者団体及びボランティアの「自主性」・「自立性」を尊重し、行政と民間との役割分担を明確にしたうえで、その活動を支援することが必要です。

#### 施策

##### ア 障害者団体などへの支援

###### (ア) 障害者団体への支援

障害者団体の円滑な運営を促進するため、様々な支援を推進します。

###### (イ) 福祉団体などへの支援

質の高い福祉サービスの提供が進むよう、福祉団体などへの各種支援を充実します。

##### イ ボランティア活動への支援

###### (ア) ボランティア活動の支援

ボランティア活動を促進するため、ボランティア団体が実施する事業、団体のネットワーク化、教育機関との連携、ボランティアを必要とする人及び活動に興味がある人に対する情報提供、ボランティアができる場の提供などについて支援します。

**(イ) ボランティア活動を行う人の養成**

福祉団体と連携して、点訳・音声訳・手話・要約筆記ができる人など、障害のある人のニーズに合ったボランティア活動を行う人の養成を支援します。

また、ボランティア活動の経験がないが、始めてみたい人の参加を促す取り組みを支援します。

#### (4) 相談体制の整備 ～福祉サービス提供は、情報と相談から～

##### 課題

- 福祉、保健・医療、教育、労働など、様々な分野で実施されている、障害のある人への福祉サービス提供に関して、これらの施策の連携を図るため、相談体制の更なる充実と民間と行政の連携により障害のある人を支援する仕組みの整備が必要です。
- 福祉をはじめとして障害のある人に関する施策の情報を適切に提供できるよう、情報の収集を行うとともに、提供方法などの充実を図る必要があります。

##### 施策

#### ア 相談体制の整備・充実

##### (ア) 何でも気軽に相談できる相談体制の整備

障害のある人及び家族が抱える、療育に関する相談、各種福祉サービスの提供に関する相談、その他生活に関する様々な相談など、地域で生活する上での様々な疑問及び悩みに応じて、必要な支援の提供及び相談内容の解決に必要な関係機関との円滑な調整を図る窓口の機能を充実します。

また、障害福祉サービスの利用について、障害のある人及びその家族からの相談に応じ、必要な支援を行う指定相談支援事業者への支援など、住み慣れた地域で気軽に相談できる体制の整備を推進するとともに、「市障害者自立支援協議会」を活用し、障害福祉サービス事業者、障害のある人が通う学校などと連携し、相談体制の整備を進めます。

##### (イ) 専門性のある相談体制の整備

専門性を要する相談について、精神保健福祉センター、障害者更生相談所、児童相談所、療育センター、発達障害者支援センターなどに専門的知識を有する職員を配置し、対応します。

また、県と連携し、高次脳機能障害のある人への相談支援に取り組めます。

## イ ケアマネジメント体制づくり

一人ひとりの求めに応じて、個々の状況に適したサービスの提案を行うケアマネジメントを推進するため、関係機関と連携して体制づくりを進めます。

## ウ 地域で支える仕組みづくり

行政及び相談支援事業者に限らず、民生委員・児童委員、障害福祉相談員、近所の人など、地域で暮らす人材を活用した、安心して身近で相談できる環境の整備を進めます。

## エ 情報提供の充実

福祉に関する各種制度の活用を進めるためには、必要な情報を必要な人に提供することが第一歩となるため、福祉に関する様々な情報を収集し、障害のある人のニーズに合わせて提供できるよう、障害の特性に応じた、わかりやすい情報提供の実施などを推進します。

## (5) 福祉用具の普及 ～一人ひとりの生活に合った福祉用具を～

### 課題

- 補装具、日常生活用具などの「福祉用具」は、障害のある人の「自立と社会参加」を促進するとともに、介助者の負担軽減にも有効であることから、その活用を進める必要があります。
- 利用する人の生活に合った必要な用具を使用できるよう、提供体制の充実など、総合的な支援体制が必要です。

### 施策

#### ア 給付と提供体制の充実

障害のある人の身体状況及び生活に適した福祉用具の積極的な活用を促進するため、日常生活用具などの給付事業に取り組むとともに、福祉用具に関する情報提供及び相談を行う体制を充実します。

#### イ 総合的な利用支援体制の整備

福祉用具に関する展示をはじめとして、体験・貸出・利用に関する相談などが総合的に容易に受けられるよう、県、福祉団体及び民間企業と連携した体制づくりに取り組みます。

## (6) 友好都市などとの交流・支援 ～交流の推進～

### 課題

- 障害のある人の社会参加を進めるため、友好都市との福祉交流などを進める必要があります。
- 外国籍の障害のある人との交流の機会及び場づくりが求められています。

### 施策

#### ア 友好都市との福祉交流の推進

障害のある人の社会参加を進めるため、本市と友好関係にある都市との間で、障害のある人の交流などの支援を進めます。

#### イ 外国籍の障害のある人との交流の促進

市内に居住する外国籍の障害のある人と市民の交流が進むよう、各種活動を支援します。

## 2. 福祉、保健・医療サービス

### (1) 保健福祉圏域 ～圏域を生かしたサービス提供～

#### 課題

- 在宅生活の基本となる各種福祉サービスを総合的に調整し、各保健福祉圏域（大圏域・中圏域・小圏域）の機能を生かした福祉サービスの提供が必要です。
- 各圏域の既存施設が持つ各種福祉サービス機能の充実と、新たなニーズに対応するための施設整備が求められています。
- 福祉、保健・医療のサービスの連携を図り、障害のある人が必要としている支援内容に合わせた対応ができるような仕組みづくりが必要です。

#### 施策

#### ア 大圏域の役割

市域全体を一つとする地域で、各施設の機能を充実するとともに、中圏域・小圏域の施設との連携による取り組みを進めます。

##### [機能]

- ・ 高度専門的サービスの提供
- ・ 市域全体のサービス水準の維持・向上のための取り組み
- ・ 全市的な共通課題への対応方策の検討
- ・ 福祉サービスの企画・研究・開発

##### [施設・機関]

##### ・ 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する総合的技術センターとして、精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する知識の普及、調査研究、技術指導、技術援助、複雑困難なケースの相談及び指導を関係諸機関と緊密な連携のもとに行います。

##### ・ 障害者更生相談所

身体障害のある人及び知的障害のある人に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行います。

- ・ **児童相談所**

児童に関する様々な問題について、家庭、学校などからの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行います。

- ・ **発達障害者支援センター**

発達障害のある人に関する専門的な相談、助言、普及啓発、関係機関との調整などを行います。

- ・ **療育センター「陽光園」**

障害のある児童の療育の中心施設として、療育相談、機能訓練、生活訓練のための事業などを行います。

- ・ **総合保健医療センター「ウェルネスさがみはら」**

市民の疾病の予防と早期発見の視点から、地域保健の向上に役立つ保健サービスの提供を行います。

- ・ **障害者支援センター「松が丘園」**

障害のある人の地域生活を支援する中心施設として、就労に向けた職業訓練、職場開拓、地域での自立した生活を支える事業、障害福祉施設への支援などを行います。

- ・ **「けやき体育館」**

障害のある人のスポーツ・文化活動の拠点として、体育室などの利用提供、スポーツ講座、文化講座などの余暇活動支援事業を行います。

- ・ **市社会福祉協議会**

社会福祉を総合的に推進するため、社会福祉活動、社会福祉団体の支援などを行います。

- ・ **市社会福祉事業団**

誰もが安心して生活できる地域福祉社会づくり、障害のある人の自立した生活を支援する環境づくりなどを行います。

- ・ **障害者自立支援協議会**

相談支援、就労支援、権利擁護など地域の障害福祉に関するシステムづくりを協議します。

## イ 中圏域の役割

市域を緑区・中央区・南区の3区に区分し、各施設の機能を充実するとともに、一人ひとりの生活に即した福祉サービスの提供を行うためのケアマネジメントの視点での取り組みを進めます。

### [機能]

- ・区ごとに設置する福祉事務所、保健センターの行政機能
- ・様々な問い合わせに対応できる相談機能
- ・一人ひとりに適したサービス提供のための調整
- ・ケースワーカー、保健師などによる福祉、保健サービスなどの提供

### [施設・機関]

#### ・障害福祉相談課

身体障害・知的障害・精神障害のある人に関する相談窓口として、地域で身近な福祉サービスを一人ひとりに適するよう調整・決定し、提供します。

#### ・こども家庭相談課

子ども及び家庭からのあらゆる相談、児童虐待防止対策、保育所入所、各種手当などについて一元的に対応します。

#### ・保健センター

生活に応じた身近な保健サービスを提供します。

## ウ 小圏域の役割

市域を22地区に区分し、既存施設の持つ各種サービス機能の充実、施設のネットワーク化及び計画的整備により、在宅生活に必要なサービスを提供します。また地域の特性を生かしたサービスの提供を行います。

### [機能]

- ・施設機能を活用した各種福祉サービスの提供
- ・地域活動の展開

### [施設・機関]

#### ・地区社会福祉協議会

各地区での障害のある人の地域との交流、当事者団体支援など地域活動を支えます。

#### ・公民館など公共施設

公共施設を活用し、福祉・保健サービスを提供します。

## エ 相模原市高齢者保健福祉計画における日常生活圏域などとの連携

サービスの提供に際しては、「相模原市高齢者保健福祉計画」における日常生活圏域及び保健医療圏域との整合に配慮し、連携及び調整を図りながら進めます。

## (2) 福祉サービス基盤の整備 ～主体的生活を目指して～

### 課題

- 福祉サービスの提供に際しては、障害のある人の権利を尊重する視点から、自分の意思で各種福祉サービスを選択しライフスタイルを決定するという「自己選択と自己決定」を尊重することが必要です。
- 住み慣れた地域で、快適な生活を送るためには、ホームヘルプサービスなど各種福祉サービスの充実が重要です。
- 家庭内において介助の役割を担う家族の介護負担を軽減するため、介護を社会的に担っていくという視点での福祉サービスを充実することが必要です。
- 地域での生活を進めるためには「生活の場」の確保、社会参加を進めるための取り組み、適切な情報提供などが必要です。

### 施策

#### ア 地域生活・自立生活支援の充実

##### (ア) 在宅福祉サービスなどの充実

在宅生活を支援するため、ホームヘルプサービス（居宅介護など）、短期入所サービスなどの充実に取り組むとともに多様なニーズに対応する事業を充実します。

##### (イ) 自立生活への支援

在宅の障害のある人の自立生活を支援するため、生活訓練プログラムの作成、ピアカウンセリングの実施、生活に必要な各種情報提供、介護相談などの総合的な支援を充実します。

##### (ウ) 社会参加支援の充実

在宅の障害のある人の社会参加を支援するため、ガイドヘルパー・手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実及び多様なニーズに対応した取り組みを進めるとともに、障害のある人自らの手話・点字の学習などについて、福祉団体などと連携して取り組みます。

##### (エ) 民間福祉サービスとの連携

福祉サービスの実施に際しては、公的な福祉サービスだけでなく、民間が行う各種福祉サービスを支援し、連携して取り組みます。

## イ 家族支援の充実

### (ア) 一時利用の充実

家庭における支援が困難な場合に、障害のある人が一時的に施設を利用できる事業について、障害のある人及び介助者に配慮しながら、介助者の休息（レスパイト）などのため、身近な場所で気軽に施設の利用ができる仕組みづくり、利用施設の拡大、24時間の利用の実施などにより充実します。

### (イ) 放課後対策の充実

学齢期の障害のある児童の放課後の受け入れなど、幅広いニーズに応えるため、受け入れ施設、事業所の拡大、交通手段の確保など、関係機関と連携して充実します。

### (ウ) 送迎支援などの実施

家族の負担の大きい送迎支援について、ニーズに合わせた支援策の取り組みを進めます。

## ウ 生活の場の充実

### (ア) グループホームなどの設置の促進

障害のある人が地域で自立して生活するためのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームの確保に努め、地域生活の移行を促進します。また、障害のある人一人ひとりの生活の場の質の向上を図るため、身体障害のある人のグループホーム及びケアホームについての利用形態の構築に取り組みます。

### (イ) 生活の場の拡充の取り組み

日常動作に介助が必要な障害のある人、単身の障害のある人などの状況に応じた生活の場が提供できるよう、福祉サービスを充実します。

## エ 情報提供の充実

### (ア) 情報提供手段の充実

生活に必要な福祉情報などについて、視覚障害のある人向けの点字及び録音による広報・通知、聴覚障害のある人向けの字幕付きビデオの作成、手話通訳者・要約筆記者の設置派遣、障害の特性に応じた分かりやすい情報提供、利用しやすさに配慮したホームページの作成など、障害の状況に適した方法での提供に取り組みます。

**(イ) 情報提供手段の研究**

障害のある人の様々なニーズに対応できるよう、ホームページの活用など、新たな提供手段の研究を進めます。

**(ウ) 情報提供に関する啓発の促進**

社会の様々な場所で障害の状況に適した方法での情報提供が行われるよう、市民、事業者などに対して情報提供に関する啓発を進めます。

**オ 地域活動支援センターなどの充実**

**(ア) 地域活動支援センターなどの整備・運営**

地域活動支援センターなど、障害のある人の活動の場については、障害のある人及び介助者のニーズを把握しながら整備を進めるとともに、利用者の生活の質の向上に配慮しながら運営の安定化のための支援を進めます。

**(イ) 地域活動支援センターの機能の拡充**

地域活動支援センターについては、活動の場としての位置付けだけでなく、自立活動の支援、生活介助の役割なども果たしているため、生活を支える場として運営することができるよう支援を進めます。

**カ 障害福祉サービス事業者などの充実**

**(ア) 障害福祉サービス事業者などの支援の促進**

障害のある人の地域での自立した生活を支援するという基本姿勢を踏まえ、事業所の適正配置及び質的向上に配慮した設置を促進するとともに、生活支援機能、各種訓練機能などが充実するよう、運営及び活動に対する支援を進めます。

また、障害福祉サービスの向上を図る仕組みづくりを推進し、障害のある人の生活の質の更なる向上を図ります。

**(イ) 障害福祉サービス事業者などの機能の充実**

障害のある人の生活を支援する場として、利用者の障害の重度化などの現状に対応し、機能の充実のために支援を進めます。

## キ 障害福祉サービス事業者などのネットワーク

### (ア) 障害福祉ネットワークの整備

障害の種類及び程度に応じ、障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスの選択及び障害福祉サービス事業者間の柔軟な移行が可能となるよう、障害者支援センター松が丘園をはじめとした市内の障害福祉サービス事業者のネットワークづくりに取り組みます。

### (イ) ネットワークによる情報交換などの促進

障害福祉サービス事業者のネットワークを活用し、事業所の管理運営に関する相談、研修、事業に関する技術支援など、運営内容の充実を支援します。

### (3) 保健・医療サービス ～身近な地域での保健・医療～

#### 課題

- 障害について初期の段階から、保健・医療に関する悩み、疑問などを相談できる体制が必要です。
- 定期的医学管理を必要とする障害のある人及び通院が困難な障害のある人に対応するため医療供給体制の充実が必要です。
- 障害のある人の自立した生活のため、医学的、職業的、教育的、社会的な対応として、リハビリテーションを充実することが必要です。
- 健康増進施策、安全管理施策などの充実が必要です。
- 保健・医療サービスの充実には、国・県・市、医師会などの関係機関の協力と連携が必要です。

#### 施策

##### ア 保健・医療体制などの充実

###### (ア) 地域保健の向上

市民の、生涯にわたる、こころと体の健康づくりを進めるため、各種保健サービスを提供し、地域保健の向上を図ります。

###### (イ) 身近な医療供給体制の充実

身近な地域で容易に医療サービスが受けられるよう、医療機関との連携により医療供給体制の整備に取り組みます。

###### (ウ) 多様なニーズに対応する医療サービスの充実

日常的サービスを必要としている在宅の重症心身障害児など、医療サービスに関する多様なニーズに対応できるよう、医療機関と連携した取り組みを進めます。

###### (エ) 精神科救急医療体制の整備

精神科救急医療体制について、県、他の政令指定都市及び医療機関との連携のもと、整備を図ります。

###### (オ) 医療費などの助成の実施

障害のある人の医療費などの助成に取り組みます。

## イ リハビリテーションの充実

### (ア) 医学的リハビリテーションの充実

理学療法、作業療法、言語療法などの医学的リハビリテーションにより身体機能の回復・維持を図るため、福祉施設、医療機関及び身近な場所でのリハビリテーションを充実します。

### (イ) 地域リハビリテーションの構築の推進

病気の治癒後、社会活動に早期に復帰できるよう、医療面をはじめとして、職業、教育、社会など様々な面から、一貫した対応を行うことを目的とする地域リハビリテーションの構築のため、相談・判定機関と医療機関などとの連携を進めます。

## ウ 健康増進施策の充実

### (ア) 相談事業などの充実

疾病の予防、健康の保持・増進のための相談など、各種支援を充実します。

### (イ) 事故防止などの取り組み

小児期の事故予防、各種の疾病予防対策、交通事故、労働災害の防止、スポーツに係る安全対策などを進めます。

#### (4) 人材の養成・確保 ～専門性を持つ人材を育てる～

##### 課題

- 福祉をはじめとして、保健・医療、教育、労働などの場面で、障害のある人の生活を踏まえた福祉サービスを提供することができるよう、市職員も含め、専門的人材の量的・質的充実に配慮した養成及び適切な配置が必要です。
- 障害のある人のニーズに対応した福祉サービスを個人のライフステージに沿って提供することができるよう、人材の養成と配置が求められています。

##### 施策

#### ア 福祉サービスに関わる人材の養成

障害のある人の在宅生活を支える、ホームヘルパー（訪問介護員）、ガイドヘルパー（障害のある人の外出時に付き添う専門ヘルパー）、手話通訳者、相談支援専門員など、福祉サービスに関わる人材の養成を関係機関と連携して進めます。

#### イ 専門性を持つ人材の確保

市職員も含め、保健師、理学療法士、作業療法士、精神保健に関わる人材などをはじめとして、福祉、保健・医療、教育、労働など、生活の様々な場面で障害のある人への福祉サービス提供に関わる専門性を持つ人材の確保とその職場環境の整備を進めます。

#### ウ ケアマネジメント人材の養成・確保

障害のある人のライフステージを見通し、一人ひとりの求めに応じて、個々の状況に適した各種サービスの提案を行うケアマネジメントのため、研修などによる人材の養成に努めるとともに、必要な人材の確保に取り組みます。

## (5) 精神保健福祉施策の充実 ～身近な地域での保健福祉～

### 課題

- 精神障害のある人の社会参加を進めるためには、市民の障害に対する誤解及び偏見を取り除き、理解を深めることが重要です。
- 精神障害のある人に対する福祉、保健・医療サービスなどについては、障害福祉サービス事業者、医療機関などと連携しながら、充実を図る必要があります。

### 施策

#### ア 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進

##### (ア) 精神保健福祉相談の充実

地域で生活する精神障害のある人への福祉、保健・医療に係る相談に対応できるよう、各区に相談窓口を設置し、市民が身近な区域で相談をすることができる体制の充実を図ります。

##### (イ) 普及啓発の推進

精神疾患及び精神障害に対する理解を深めていくため、こころのバリアフリー宣言に基づき普及啓発の推進を図ります。

##### (ウ) 福祉、保健・医療サービスの充実

精神科医療をはじめ、精神保健福祉に係るサービスの充実に努めます。在宅生活を支える障害福祉サービスについては、サービス提供を実施している事業者、関係団体及びボランティアなどとの連携を図りながら取り組みます。

また、病状悪化時などに安心して適切な医療を受けられる医療サービスについても、在宅生活を支える施策として充実が必要であり、かかりつけ医及び精神科救急医療の医療機関との連携を図りながら取り組みます。

##### (エ) 地域生活の支援

精神障害のある人の地域移行を推進するために、「生活の場」・「日中活動の場」の確保及び緊急時に対応できる仕組みづくりなどの推進を図り、生活に係る相談を行い、福祉、保健・医療サービスの情報提供などを体系的に行うことで、地域生活支援の充実を図ります。

**(オ) 社会参加・就労支援の充実**

精神障害のある人の社会参加・就労支援を更に促進するため、社会復帰に係る施策と雇用施策の連携に配慮して取り組みます。

**イ 精神保健福祉センターによる支援**

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談支援、関係機関に対する技術指導・援助などの事業を実施し、各区での精神保健福祉相談の充実が図れるよう、支援を進めます。

## (6) 療育体制の整備 ～乳幼児期から成人期の間に必要な支援の展開～

### 課題

- 乳幼児期から成人期までの発達を支援するため、障害を早期発見し、早期療育を行うことが必要です。
- 障害のある児童の発達を継続的に支援するため、地域、施設などにおける療育が必要です。
- 障害のある児童が個々の持つ可能性を伸ばし自立していくためには、保護者が療育について気軽に相談できる機関などが必要です。
- 障害のある児童の療育体制の基盤を安定させるために、家族に対する相談支援体制の推進、障害に関する理解、仲間同士のネットワークづくりなどの支援が必要です。
- 療育の充実のためには、療育相談機関、障害福祉サービス事業者、児童相談所、医療機関などが連携して取り組むことが必要です。
- 障害のある児童一人ひとりの状態及び特徴に合わせた療育を行うため、保護者と療育に携わる機関が情報を共有できるような仕組みづくりが必要です。
- 障害のある児童の支援の基盤として、療育相談機関、障害児施設及び医療機関の整備並びにサービスの充実が必要です。

### 施策

#### ア 早期発見・早期療育体制の充実

##### (ア) 出生前からの相談の充実

妊婦健康相談、健康診査などの実施により、出生前からの連続した対応を充実します。

##### (イ) 相談及び健康診査の充実

障害のある児童のより良い生活及び成長発達を促す早期支援を充実するため、医療機関などと連携し、育児相談、健康相談、各種健康診査などを充実します。

##### (ウ) 支援する職員などの技術向上

障害の早期発見・早期療育のため、療育に携わる職員などの障害に対する理解促進・技術向上を推進します。

### **(エ) 早期療育のための連携**

障害の早期発見・早期療育のため、母子保健事業の充実に努めるとともに、陽光園を中心に、学校、保育園などとのネットワークにより関係機関との連携を進めます。

### **(オ) 保護者の支援**

早期発見・早期療育支援のため、保護者からの個別相談の受け入れ体制を充実し、障害に関する気づき、保護者同士の交流などを支援します。

## **イ 療育体制の充実**

### **(ア) 一貫した療育のためのシステムづくり**

早期発見による早期療育から、リハビリテーションなどにより社会的自立に至るまでの一貫した療育を行うため、陽光園をはじめとした療育相談機関、児童相談所、医療機関、教育機関などが連携し、多面的に検討・調整し、処遇の充実に努めるシステムづくりに取り組みます。

### **(イ) 相談、情報提供などの充実**

療育は、障害のある児童、保護者及び障害福祉サービス事業者の密接な関連のもとに進めることが望ましいことから、療育などに関する相談、各種福祉サービスの情報提供を行うなど、障害のある児童と保護者に対する相談・支援体制を充実します。

### **(ウ) 日中活動の場の充実**

療育相談機関、保育所、障害のある児童のための施設などが相互に連携を図ることにより、日中活動の場の充実を進めます。

### **(エ) 障害のある児童のための施設の整備**

障害のある児童を支える基盤の整備を進めることが必要であることから、障害のある児童の入所施設、通所施設などの整備を進めます。

### 3. 教育・育成の充実

#### (1) 乳幼児期における保育・教育 ～早期からの取り組みの推進～

##### 課題

- 個人の持つ可能性を伸ばし、将来社会で自立して生活することを目的に、一人ひとりの状況に応じた保育・教育を展開することが必要です。
- 障害のある人もない人も変わりなく、ともに生きる社会をつくるためには、乳幼児期から、ともに学びともに育つ機会を確保することが必要です。

##### 施策

#### ア 保育・教育環境の充実

保育所及び幼稚園において、障害のある児童の受け入れのための人的資源、施設及び設備を充実し、一人ひとりに応じた保育・教育に取り組みます。

#### イ 研修の充実及び理解の促進

教職員・職員の専門性向上のための研修を行うとともに、障害に対する理解を促進するための研修も積極的にを行います。

#### ウ 統合保育などの充実

協力し合う社会づくりのために、乳幼児期からお互いを理解する心を育て、ともに学びともに成長することを目指す統合保育及び交流保育・教育を進めます。

#### エ 相談、情報提供などの充実

保護者が早期から障害のある児童に関する相談ができる機会及び保護者同士の交流を持つことができるよう、育児相談の実施、育児情報の提供及び周囲の人への理解を促進します。

**オ 相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはらいきいき親子応援プラン）との連携**

乳幼児期の保育・教育の推進に当たっては、「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはらいきいき親子応援プラン）」との連携を図りながら取り組みます。

## (2) 学齢期における支援 ～一人ひとりに応じた教育の提供～

### 課題

- 障害のある人もない人も変わりなく、ともに生きる社会をつくるためには、すべての児童・生徒がともに学び、ともに育つ機会を充実することが必要です。
- 障害のある児童・生徒の就学に際しては、保護者、療育相談機関、教育機関などとの連携により、児童・生徒にとって適切に必要な場を選択できるよう進めることが必要です。
- 障害の多様性の状況を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに対応し、児童・生徒が持つ可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教育内容を充実する必要があります。
- 障害のある児童・生徒が、充実した学校生活を送ることができるよう、施設整備の推進などの教育環境の充実が必要です。
- 義務教育終了後、それぞれの状況に応じて社会的自立が図られるよう、進路指導の充実及び子の自立を促すための保護者支援が必要です。

### 施策

#### ア 相談体制の充実

##### (ア) 就学相談の充実

保護者に対して、児童・生徒の障害の状態、学校の生活状態に関する情報を提供することなどにより、一人ひとりに適した就学のための相談の充実を進めます。

##### (イ) 就学指導委員会の充実

障害のある児童・生徒一人ひとりが、個人の状況に応じて、最も適切な教育を選択し、受けることができるよう、福祉・医療・教育などの機関の連携による就学指導委員会を充実します。

##### (ウ) 教育相談などの充実

就学後において、学校と保護者が連携し、発達状況に応じて適切な対応ができるよう、校内の相談組織の充実に努めるとともに、専門的機関による相談を充実します。

## イ 特別支援教育の充実

### (ア) 一人ひとりに応じた教育の充実

児童・生徒一人ひとりに応じた教育を行うため、障害の種別による特別支援学級の整備及び教育内容の充実に向けて取り組むとともに、通常の学級と特別支援学級との交流による指導などを通して、ともに学び、ともに成長する教育について実践します。

### (イ) 教育環境の整備

児童・生徒の教育を受ける権利に配慮し、「市整備指針」及び「県街づくり条例」に基づく施設及び設備の整備を図るとともに、介助員の配置、送迎支援体制づくりなど、教育環境の整備を進めます。

### (ウ) 研修の充実及び指導方法の研究

教職員の専門性向上のための研修、体験学習などを行うとともに、発達障害のある児童から、重度・重複障害のある児童まで様々な障害のある児童・生徒に対する指導方法の研究を進めます。

### (エ) 進路指導の充実

義務教育終了後の進路については、高等教育機関、障害福祉サービス事業者、就労関係機関などとの連携により、生徒一人ひとりに応じた適切な進路指導を充実します。

### (オ) 相模原市支援教育推進プランとの連携

学齢期の教育の推進に当たっては、「相模原市支援教育推進プラン」との連携を図りながら取り組みます。

### (3) 生涯学習機会の充実 ～学習機会の拡大～

#### 課題

- 生活にゆとりと潤いを持たせるため、社会の様々な場において、個人の希望にあった学習が進められるよう、支援することが必要です。
- 障害のある人の「社会参加の促進」及び市民の「障害への理解の促進」という観点から、地域での自主的活動を支援することが必要です。

#### 施策

##### ア 学びやすい環境づくりの充実

障害のある人及びその保護者が、必要な時に自分の希望する学習の機会が得られるように、施設の整備及び情報提供に努めるとともに、開催場所、開催時間の配慮など学習施設で開催される各種講座の内容を充実します。

##### イ 資料などの提供の充実

学習に必要な資料及び情報の提供のため、図書館などの機能を充実します。

##### ウ 市民活動への支援

市民による地域での自主的活動に障害のある人の参加が進むよう、障害及び障害のある人に関する理解の促進に努め、市民活動を支援します。

## 4. 就労の充実

### (1) 就労への支援 ～就労への理解と場の確保～

#### 課題

- 障害のある人の就労のため、障害者の雇用の促進等に関する法律などによる取り組みを進める必要があります。
- 個々の状況に適した就労を進めるためには、様々な機会をとらえた相談体制の整備並びに障害のある人の就労を支援する人材の確保及び充実が必要です。
- 障害のある人の一般企業などへの就労を進めるため、障害への理解促進、機器の改善などによる就労環境の整備、職場定着支援などの就労支援体制の充実、作業能力の開発、新たな職場づくりなどの障害のある人が働きやすい環境及び条件づくりが必要です。
- 一般企業への就労に困難が伴う障害のある人が就労の一形態として選択できるよう、福祉的就労の場を確保することが必要です。
- 就労促進施策、多様なニーズに対応する新たな雇用形態の検討などについて、国、県、事業者などと連携して取り組むことが必要です。

#### 施策

#### ア 就労を支援するための取り組みの充実

##### (ア) 雇用促進のための取り組みの推進

障害のある人の一般企業への雇用の促進のため、事業者などに対する、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の周知・啓発及び各種支援の取り組みを進めます。

##### (イ) 就労環境の整備促進

障害のある人が働くことのできる職場づくりのため、短時間勤務、在宅勤務などの多様な勤務形態の活用、ジョブコーチなどの人的支援の充実、働きやすい施設・設備とするための改造など各種就労促進施策が充実するよう、企業などに働きかけます。

### **(ウ) 職業相談などの充実**

障害のある人が適性と能力に応じた職業の情報を得て、就労に結びつけられるよう、市障害者自立支援協議会が中心となり、公共職業安定所（ハローワーク）、障害福祉サービス事業者、企業、学校などで組織されたネットワーク構築に努め、職業相談、職場定着への支援などを促進します。

### **(エ) 指定管理者制度導入施設による障害のある人の雇用の促進**

指定管理者制度を導入している施設において、障害のある人の雇用に関する提案を指定管理者選考の評価に導入するなど、新たな雇用の場の確保に取り組みます。

## **イ 福祉的就労の充実**

### **(ア) 福祉的就労の場の確保など**

一般企業への就労だけでなく、個人のニーズにより、就労の場を幅広く選択することができるよう、障害福祉サービス事業者、福祉的就労協力事業所などの福祉的就労の場の確保を進めます。また、就労継続支援事業所などの授産活動の活発化による工賃倍増計画の達成の支援、官公需の積極的な活用を推進します。

### **(イ) 一般就労への移行の促進**

福祉的就労から一般企業での就労への移行が進むよう、相談窓口、障害福祉サービス事業者などの福祉部門と公共職業安定所（ハローワーク）など雇用部門とが連携を図り、能力開発、就労相談などの支援策を充実します。

## **ウ 企業などへの就労支援の充実**

### **(ア) 就労支援の充実**

障害者支援センター松が丘園、障害福祉サービス事業者などが中心となって行っている職場開拓及び福祉的就労を含めた相談支援をはじめ、生活訓練、職場実習などの障害のある人の一般企業への就労を促進する事業に取り組みます。

### **(イ) 職場定着などの支援**

障害者支援センター松が丘園及び障害福祉サービス事業者において、就労後の職場への定着、中途退職者の再雇用を支えるための本人に対する随時の相談、再訓練、事業所との連絡・調整など、各種支援事業に取り組みます。

## (2) 職業訓練及びリハビリテーションの充実 ～就労への一貫した対応～

### 課題

- 就労に向けた相談、職業訓練などを福祉、教育、労働などの関係機関の連携により実施する必要があります。
- 軽度障害のある人に対して、就労に向けて障害を軽減化するためには、リハビリテーションによる支援が必要です。

### 施策

#### ア 職業訓練などの充実

##### (ア) 就労のための訓練の充実

専門施設、企業内における訓練などが、障害のある人の就労にとって有効であることから、福祉、労働などの関係機関が連携して、就職を希望する障害のある人の就労前訓練、能力開発のための訓練、技能習得のための訓練、生活面の指導と連携した訓練などを進めます。

##### (イ) 職場適応のための訓練の充実

就労の場への定着を促進するため、企業と連携して、職場実習及び職場適応のための訓練を充実します。

#### イ リハビリテーションの充実

軽度障害のある人に対しての就労に向けた医学的なリハビリテーションを保健所及び病院との連携で実施します。

## 5. 生活環境整備の充実

### (1) 障害のある人が安心して生活できるまちづくり ～社会参加を支えるために～

#### 課題

- 障害のある人の社会参加を支えるため、誰もが安心して快適に生活できるよう、建築物、道路、公園などにおける福祉的配慮に優れたまちづくりを進める必要があります。
- 障害のある人の移動時におけるハンディキャップを軽減するため、公共交通機関をはじめ、各種移動手段を整備・確保する必要があります。
- 障害のある人が生活しやすいまちづくりのためには、施設及び設備の整備だけでなく、福祉のまちづくりに関する市民の理解が重要です。
- 福祉のまちづくりには、障害のある人などの自由な利用を妨げる障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方とともに、初めから誰でも使えるように整備するという「ユニバーサルデザイン」の考え方が必要です。

#### 施策

##### ア 総合的推進

##### (ア) 市整備指針などに基づく福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して快適に利用できるまちづくりのため、「バリアフリー法」、「県街づくり条例」などに基づき、建築物、道路、公園、公共交通機関などにおける物理的障壁を除去するとともに、誰もが使えるような施設の整備を進めます。

##### (イ) 施設の連続性に配慮した整備の推進

福祉のまちづくりに際しては、障害のある人が建築物、公園などを利用する際、アクセス経路となる道路及び周辺の他の施設を利用しやすいよう、施設の連続性に配慮した整備を進めます。

#### **(ウ) 街における情報提供の充実**

外出時に、街における様々な情報を入手しにくい視覚障害のある人、聴覚障害のある人、知的障害のある人などが、容易に必要な情報を入手できるよう、音声、点字、文字、図などを利用した情報提供を充実します。

#### **(エ) 福祉のまちづくりの啓発**

福祉のまちづくりについては、市民全体の課題としてとらえ、取り組みが進むよう、事業者をはじめ市民に対する啓発を推進します。

### **イ 公共的建築物の整備**

不特定多数の方が利用する建築物については、車を降りてから施設に入るまでに段差がないなどの福祉的配慮に優れた駐車場、トイレ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックなどの整備を進めます。

### **ウ 道路、交通手段などの整備**

#### **(ア) 歩道などの整備**

鉄道駅、バス停留所から公共的施設に至る歩道などについては、視覚障害者誘導用ブロックの整備、自転車走行空間の整備など、利用形態に配慮して整備を進めます。

#### **(イ) 人にやさしい道に関する啓発の推進**

整備された歩道を障害のある人が安全に利用できるよう、自転車、自動車などの利用に関するマナーの向上に努めるとともに視覚障害者誘導用ブロック上への自転車・自動車の放置防止などを進めます。

#### **(ウ) 公共交通機関の整備**

公共交通機関については、交通事業者など関係機関と連携し、交通ターミナル・バス停留所の整備、ノンステップバスの導入促進、バリアフリーマップによる市内各駅とその周辺の情報提供など、交通環境の整備を進めます。

**(エ) 駐車場の整備**

市内の交通ターミナル、商業地域などの駐車場については、障害のある人が安心して利用できるように配慮した車両の優先駐車スペースの確保が進むよう、関係事業者とともに取り組めます。

**(オ) 移動支援方策の充実**

公共交通機関の利用が困難な方に対し、移動に係る支援方策の充実に努めるとともに、多様なニーズに対応する移送サービスの検討を進めます。

**エ 公園などの整備**

**(ア) 都市公園の整備**

都市公園については、地形形状に配慮しながら、スロープ、休憩施設などの整備を進めるとともに、点字案内板など情報の提供方法を工夫します。

**(イ) 地域の広場の整備の啓発**

地域の広場については、福祉的配慮のされた整備が進むよう啓発活動を充実します。

## (2) 住まいづくり ～安心して暮らせる住まい～

### 課題

- 障害のある人が暮らしやすく整備された住宅の確保及び供給を促進するとともに、入居のための相談体制を整備することが必要です。
- 障害のある人が単独で入居することができる住宅など様々なニーズに対応できるよう、市営住宅の整備を進めることが必要です。
- 個々の障害の状況に対応した住宅改造のための施策を充実することが必要です。
- 活動する場などを含めた、生活に関わる周辺的环境に配慮した住まいの整備を進めることが必要です。

### 施策

#### ア 市整備指針に基づく住まいづくりの啓発

「市整備指針」に基づき、障害のある人の暮らしやすい住まいづくりを進めるため、事業者への啓発を行います。

#### イ 民間住宅の供給・相談の充実

障害の状況に配慮した住宅の確保及び供給のため、事業者による相談などの取り組みを支援します。

#### ウ 市営住宅の整備

市営住宅については、障害のある人の利用に配慮し、国の「長寿社会対応住宅設計指針」に沿った整備、障害者向け住宅の整備などを進めるとともに、障害の種別などに応じた入居優遇制度を充実します。

#### エ 住宅改善の促進

住宅を障害の状況に応じて改善するため、相談などの支援策を充実します。

### (3) 防犯・防災対策の推進 ～重要な事前の備え～

#### 課題

- 障害のある人などを地震、火災などの災害及び犯罪から守るため、地域などでの防犯・防災のためのネットワークづくりが必要となっています。
- 災害時に、障害の特性に応じた適切な救援活動を行うなど、市民、関係団体、ボランティアなどと連携を図り、効果的な災害時対策を行うことが必要です。
- 災害時における障害のある人など災害時要援護者への対応については、相模原市地域防災計画に基づき、取り組みを進めることが必要です。

#### 施策

#### ア 防犯・防災ネットワークなどの整備

##### (ア) 防犯対策の充実

市民、ボランティア組織、警察、消防本部などの関係機関の連携の下、障害のある人が犯罪の被害者とならないよう、地域などでの防犯対策を進めます。

##### (イ) 防災ネットワークの整備

地域住民を中心とした防災ネットワークの整備を促進し、障害のある人への防災知識の普及、障害のある人の援助に関する知識の市民への普及など日常的な地域活動を充実します。

##### (ウ) 障害福祉サービス事業者などの防災ネットワーク整備

障害福祉サービス事業者などが災害時に周辺市民、近隣の組織などから速やかに支援が受けられるよう、また、災害時の避難施設として活用できるよう、ネットワークづくりを進めます。

##### (エ) 防災ボランティアネットワーク整備

災害時にボランティアの迅速な支援が行えるよう、民間福祉団体を中心とした防災ボランティアの育成及びネットワークづくりを促進します。

##### (オ) 災害時要援護者の把握

災害時に迅速な救援活動が行えるよう、日頃から災害時要援護者の把握を推進します。

## イ 緊急時・災害時対策の充実

### (ア) 防災行動マニュアルなどによる啓発

地震などの大規模災害時に、安全確保及び避難について冷静に対応することができるよう、障害の種別による「災害時要援護者支援のための防災行動ガイド・ノート」などにより、障害のある人及び一般市民に対する啓発を進めます。

### (イ) 緊急通報システムなどの整備

災害時における障害のある人などとの連絡のための緊急通報システム及び視覚障害、聴覚障害などの様々な障害の状況に対応して迅速かつ適切な情報提供を行うことのできるシステムの充実を図ります。

### (ウ) 災害時対策の推進

災害時においては、障害者用避難施設の設置、仮設住宅の優先入居、コミュニケーション手段の確保、医療供給体制の整備などを実施するとともに、障害のある人の生活、健康などの相談に応じるため、福祉・保健、医療の関係機関などが連携し、相談窓口の設置などの対応ができるよう取り組みます。

### (エ) 災害時必要物資の供給

災害時に必要な生活物資をはじめ、健康の維持に欠かすことのできない物資などを障害のある人に供給するため、福祉施設、医療機関、民間企業などと連携した仕組みづくりに取り組みます。

### (オ) 避難所の充実

災害時に小、中学校などに開設される避難所において、障害の特性に応じた支援を構築するとともに、避難所で過ごすことが困難である人のために設置する福祉避難所の拡大及び必要となる備品の充実に取り組みます。

## 6. 余暇・文化活動支援の充実

### (1) スポーツ・レクリエーションの支援 ～障害者スポーツから生涯スポーツへ～

#### 課題

- スポーツ・レクリエーションへの参加は、社会参加を進める観点から多様な場、機会の提供など、振興施策の充実が必要です。
- 障害のある人が行うスポーツは、リハビリテーション及び社会啓発の要素が強調されてきましたが、これに加えて、生活の質の向上を目的に、一人ひとりの障害の状況に合わせて、個人の意思で自由に選択し、自由に楽しむことができる生涯スポーツとしての位置付けも求められます。
- ボランティアの参加を積極的に求めるなど、障害のある人もそうでない人もともに参加する機会を増やし、スポーツ・レクリエーションを通じ、お互いの理解を深めることも必要です。
- スポーツ・レクリエーションの充実には、障害のある人の状況に適切に対応できる場の確保と参加者への支援が必要です。
- スポーツ大会などへの参加者の減少、高齢化が進んでおり、より多くの人に参加できるよう、ニーズの把握及び支援が必要です。

#### 施策

#### ア 実施事業・施設などの充実

##### (ア) スポーツ・レクリエーションの環境づくり

技術及び能力にかかわらず楽しむことのできる障害者スポーツ・レクリエーション及び障害のある人もない人も変わりなく取り組むことのできる生涯スポーツ・レクリエーションの環境づくりを進めます。

##### (イ) スポーツ・レクリエーションの機会及び施設の充実

手話通訳者の派遣など、障害のある人の参加に配慮した各種スポーツ大会及びスポーツ・レクリエーション教室の開催を促進するとともに、身近な地域において、誰もが利用できるスポーツ・レクリエーション施設の整備が進むよう、関係機関と連携して取り組みます。

**(ウ) 情報提供の充実**

より多くの方が参加できるよう、スポーツ大会事業の内容、各施設の利用案内などの情報提供を充実します。

**(エ) スポーツ・レクリエーション団体などへの支援**

障害のある人が参加できるスポーツ・レクリエーション活動の拡大のため、障害のある人が主体となり運営しているスポーツ・レクリエーション団体、障害のある人の参加に配慮している地域団体などを支援します。

**イ 指導者の養成**

**(ア) スポーツリーダーの養成など**

障害のある人のために工夫されたスポーツ・レクリエーションについて、障害のある人の状況に合わせて適切に指導することのできる、専門性を持ったリーダーの養成などを関係機関と連携して進めます。

**(イ) リーダー研修への支援**

一般スポーツのリーダーに対し、障害のある人の参加するスポーツの指導方法、一般参加者の障害のある人に対する理解を進める方法などについて学ぶことができるよう支援します。

## (2) 文化活動の支援 ～人間性豊かな暮らしを創る文化活動～

### 課題

- 潤いのある豊かな暮らしを送るために、誰もが気軽に文化に親しむ機会を充実させることが必要です。
- 文化活動への参加を進めるため、個人の選択に配慮した内容の充実、介助者の派遣などの支援方策が必要です。
- 文化活動を通じて社会参加を進めるため、障害のある人自らが行う文化活動への支援が必要です。

### 施策

#### ア 参加機会などの充実

##### (ア) 文化活動を取りまく環境づくり

地域で行われている文化活動に、誰もが気軽に参加できる環境づくりを進めます。

##### (イ) 施設及び内容の充実

文化活動への参加機会の確保のため、障害の状況に配慮した施設の整備、手話通訳者・介助者の派遣、障害のある人の参加に配慮した講座の充実などを進めます。

##### (ウ) 地域コミュニティ活動への参加支援

障害のある人の地域コミュニティ活動への参加が促進されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

#### イ 障害のある人による文化活動への支援

##### (ア) 自主的文化活動への支援

障害のある人が主体となる文化活動は、社会参加を促進し、ともに生きる社会づくりに有効であることから、障害のある人及び障害者団体による自主的文化活動を支援します。

##### (イ) 作品展などの支援

障害のある人自らが行う陶芸、木工などの創作活動を奨励するため、市民に対する周知活動、展示機会の確保などを支援します。

## **IV 推進体制**



## 第1 計画推進の体制

### 1. 計画推進の体制

本計画の施策については、「相模原市障害者施策推進協議会」に意見を求め、計画的推進に反映させます。

また、本計画を円滑に進めるために、計画推進に関わる庁内の各部局、障害者団体、各関係機関などとの連携を図りながら計画を推進します。

計画の実施に際しては、「基本計画」の期間を前期・中期・後期の3期に分けた「実施計画」を策定し、適時適切な見直しを行いながら推進します。

### 2. 進捗状況の確認・評価

本計画の施策の成果指標及び各事業の進捗状況については、定期的に「相模原市障害者施策推進協議会」で把握・検討を行い、必要に応じて障害のある人、障害者団体、関係機関などから幅広く意見をいただきながら、確認・評価を行います。

## 第2 国・県などへの提言

### 1. 財源の確保

本計画に基づく障害のある人に関する施策の推進のため、財源の確保に取り組めます。このため、国の「障害者基本計画」及び「かながわ障害者計画」の位置付けにより施策の推進に必要な財源が確保されるよう提言します。

### 2. 障害の範囲の拡大

障害内容により生じる様々な格差を是正するために、障害の範囲の拡大及び認定の基準の改正を国に提言します。

### 3. 障害のある人に関する施策について

障害のある人に関する施策について、必要に応じて、国及び県への提言・連携に取り組めます。

## **V 用語解説**

※用語解説は主に次の出典を参考に作成しています。

「四訂 社会福祉用語辞典」（中央法規出版株式会社）

「社会福祉用語辞典 第7版」（株式会社ミネルヴァ書房）

## あ行

### エンパワーメント

社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うこと。利用者などの主体性、人権などが脅かされている状態において、心理的・社会的に支援する過程をいう。その目的は、脅かされている状態に対して、利用者、集団、コミュニティなどが自律性を取り戻し、その影響力・支配力を発揮できるようにするところにある。1980年代以降、アメリカ・イギリスを中心に発展してきた手法であるが、現在では社会福祉援助活動の動向として根付いてきた。

### 音声訳

書かれた文字を、視覚障害のある人のために、声に出して読み情報を伝えること。

## か行

### 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害のある人などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設などを障害のある人などが安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって心豊かな福祉社会かながわの実現に資することを目的として神奈川県福祉の街づくり条例の一部改正により平成21年10月から施行された。

### 虐待

力の強い者が、抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、精神的虐待・性的虐待のほか、ネグレクト（無視：食事を与えない、病気になっても病院に連れていかないなど）がある。従来の子童虐待に加え、近年、高齢者虐待も問題となっており、これらを防止することを目的とした法律が定められている。

## **共生社会**

障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のあり方。障害者福祉の基本理念である、リハビリテーション、ノーマライゼーションと並ぶ理念の1つ。障害のある人は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。また、障害のある人の社会参加・参画を実質的なものとするためには、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

### **グループホーム（共同生活援助）**

地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービス。

### **ケアホーム（共同生活介護）**

共同生活を営むべき住居に入居している障害のある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、就労先など関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行うサービス。

### **ケアマネジメント**

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。

### **権利擁護**

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。ソーシャルワーカー（一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。）による社会福祉援助技術の一つとされる。

## 高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害などのこと。これらは、日常生活において大きな支障をもたらす場合があるが、一見してその症状を認識することが困難であり、周囲に十分な理解を得られないことが多い。これまで制度のはざまにあるとされてきた高次脳機能障害のある人については、平成13年度より高次脳機能障害者支援モデル事業として、診断基準や標準的訓練プログラムなどの確立のための研究などが行われてきた。また、障害者自立支援法の成立により、都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が新設され、高次脳機能障害のある人への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者や障害のある人などの移動上及び施設の利用上の利便性・安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホームなど）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路など）などについて、高齢者や障害のある人などが移動などを円滑に行えるようにするための基準が定められている。

# さ行

## 災害時要援護者支援のための防災行動ガイド・ノート

高齢者や障害のある人、乳幼児、妊婦などの災害時要援護者やその支援者が災害への備えをするに当たって参考となる、情報や避難時の行動が掲載された冊子。

## 相模原市福祉のまちづくり環境整備指針

市民生活に必要な施設について、障害のある人その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者の利用に配慮した構造、設備などの整備基準を定め、市民及び施設管理者それぞれの責務を明確にした指針のこと。

## さがみはらネットワークシステム

事前に利用者登録をすることによりスポーツ施設、宿泊施設、学習施設、公民館などの抽選申し込み及び利用の申し込みなどの手続きが自宅のパソコン、携帯電話、公共施設などに設置された街頭端末機からできる相模原市が運営しているシステムのこと。

## 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害のある人が通常の歩行状態において、主に足の裏の触覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害のある人に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設である。

## 指定管理者制度

道路、公園、病院、図書館、保育所などの公の施設の管理について、地方公共団体が指定する民間事業者などに行わせようとする制度。平成 15 年の地方自治法の改正により、従来の民間委託の制度を改め、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図る目的で導入された。指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲などの詳細は、条例で定めることとされ、従来の民間委託とは異なり、使用許可権限を付与することもできる。

## 自閉症

1943年、米国の精神科医カナー（Kanner, L.）によって早期幼児自閉症として提唱されてから、その原因が臨床的、家族的、生物学的に研究され、多くの論争を引き起こしてきたが、いまだ解明されてはいない。近年、自閉症の原因は、脳の中樞神経の機能障害により起こると想定されるようになったが、中樞神経の障害の起因、脳の部位、脳の機能などの障害のメカニズムは明らかでない。主な症状は、環境がもつ情報を正しく意味付けられない、言葉の意味が理解できず、共感的なコミュニケーションがとれない、行動の様式及び興味の対象が限局されて、同じような行動を反復する、周囲のわずかな変化にも恐れ及び苦痛を感じやすい、などである。発達障害の一種と捉えられている。

## 市民後見人

判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な知的障害のある人及び精神障害のある人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する人で、弁護士及び司法書士などの専門職及び親族ではなく、一般の人のこと。

## 社会資源

福祉のニーズを充足するために活用される施設、機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能などの総称。

## 社会福祉基礎構造改革

昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するための改革。中央社会福祉審議会の社会福祉構造改革分科会で平成9年11月より検討が行われ、平成10年6月に①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立、②個人の多様な需要への地域での総合的な支援、③幅広い需要に応える多様な主体の参入促進、④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上、⑤情報公開などによる事業運営の透明性の確保、⑥増大する費用の公平かつ公正な負担、⑦住民の積極的な参加による福祉の文化の創造の基本理念、福祉サービスの利用制度化などを提言した「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」がとりまとめられた。さらに「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）」が同年12月に公表された。これらを踏まえて平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正・改称され、また、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われ支援費制度が導入された。

## 就学指導委員会

教育上特別な支援を要する児童・生徒の調査や審議を行う機関で、県単位又は市町村の教育委員会に置かれている。学識経験者、医師、児童福祉施設職員、特別支援教育担当職員などにより構成されている。就学指導委員会は、幼児の教育機関や親からの相談など、入学前の調査により問題点が発見された児童について詳しい調査を行い、その結果に基づき就学先についての方向付けを行う。

## 手話通訳者

都道府県の行う手話通訳者養成研修事業を修了し登録を受けた者。聴覚障害のある人の理解力に応じた手話通訳の能力が求められる。手話通訳の技能を有する者の総称として、手話通訳士・手話奉仕員を含む意味で用いられる場合もある。

## 障害者基本法

昭和45年に制定された心身障害者対策基本法の改正法として平成5年11月に制定され12月に公布された。さらに平成16年に法改正がなされた。旧法と比べると、目的・理念を障害のある人の自立と社会、経済、文化などのあらゆる活動への参加促進としたこと（平成16年改正では差別禁止の理念が入った）、障害のある人の定義に精神障害を加えたこと、障害者の日（平成16年改正では「障害者週間」に変更）の条文化、障害者基本計画の策定、などの点が特徴的である。

## **障害者計画（市町村障害者計画）**

障害者基本法第9条第3項で、「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」と定められている。相模原市障害者福祉計画は市町村障害者計画として位置付けられる。

## **障害者権利条約**

すべての障害のある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として国連で平成18年12月に採択された条約のこと。

## **障害者施策推進協議会（地方障害者施策推進協議会）**

障害者基本法に基づき設置される機関で、都道府県及び指定都市に置かれている。市町村については条例により設置することができるとされている。都道府県障害者計画（市町村障害者計画）策定に当たって意見を述べ、また、当該都道府県（市町村）における障害のある人に関する施策の総合的、計画的な推進に必要な事項とその推進について関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

## **障害者週間**

12月3日（国際障害者デー）から12月9日（障害者の日）までの1週間とされている。国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを趣旨とする。平成7年6月に障害者対策推進本部により決定されたが、平成16年の障害者基本法改正において障害者の日が障害者週間に改められたことにより、法律に基づくものとなった。

## **障害者自立支援協議会**

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され、地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議などを行う。

## 障害者自立支援法

障害者基本法の理念にのっとり、「(他の)障害のある人及び障害のある児童に関する法律と相まって、障害のある人及び障害のある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある人及び障害のある児童の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的として、平成17年に成立した法律(施行は平成18年から)。①3つの障害(身体障害、知的障害、精神障害)施策の統一化、②市町村を提供主体とするサービスの一元化及び支給決定手続きの明確化(ケアマネジメントの導入)、③(これまでの施設サービス及び在宅サービスの見直しを含んだ)新しいサービス体系、④サービス利用に当たって定率の利用者負担原則の確立(負担内容の見直しがある)の4点の特徴がある。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律

身体障害のある人又は知的障害のある人がその能力に適合する職業に就くことなどを通じて、その職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターなどにおける職業リハビリテーションの推進、雇用義務(障害者雇用率制度)などに基づく雇用の促進について定めている。平成17年の改正で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害のある人を障害者雇用率の算定の対象に加えることになった。

## 障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

## 障害福祉サービス

障害のある人の福祉に寄与するサービスの総称。特に、障害者自立支援法上の定義では、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助の14種類のサービスで構成される介護給付費等の対象サービスをいう。

## **障害福祉相談員**

障害のある人及びその家族の実態を把握し、障害のある人の療育、生活などの相談に応じ、必要な助言などを行う。

## **情報バリアフリー**

誰もが、情報通信技術を活用し、その恩恵を受けることができるように、障害を取り除くための方策を指す。

## **情報保障**

身体の障害などの理由により、情報の収集が困難な人に、代替手段を用いて情報を提供すること。

## **ジョブコーチ（職場適応援助者）**

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人及び発達障害のある人などが職場に適応することを容易にするために援助を行う者を行う。障害のある人が就職を目指して実習を行っている現場や、雇用されて働いている職場に職場適応援助者（ジョブコーチ）が派遣されることによって、職業習慣の確立や同僚への障害のある人の特性に関する理解の促進などのきめ細かな人的支援、専門的な支援が実施され、障害のある人の就職及び職場定着の促進が図られている。

## **成年後見制度**

知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つからなる。平成11年の民法の改正などにおいて、従来の禁治産・準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションなどの新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

## **政令指定都市**

地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令で指定する人口50万以上の市と規定されている都市のこと。地方自治法上は「指定都市」という。

## **相談支援専門員**

障害のある人などの相談に応じ、助言及び連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う。

# た行

## 短期入所

障害者自立支援法の自立支援給付の対象となるサービス名称。障害者自立支援法では、「障害者支援施設、児童福祉施設等の施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を供与すること」と規定している。

## 地域活動支援センター

障害のある人を対象とする通所施設の1つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの便宜を供与し、障害のある人の自立した生活を支援する場。同センターの運営は、障害者自立支援法上、地域生活支援事業として位置付けられる。

## 地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。地域福祉の概念は、とらえ方や立場の違いで人によって様々な見解があり、必ずしも定まっているとは言えないが、在宅福祉サービスや地域組織化を具体的内容としている点では共通している。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

## 長寿社会対応住宅設計指針

平成7年6月に策定された指針で、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けることができるような住宅の設計について指針を示すことにより、高齢社会に対応した住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

## 点訳

活字の書類などを点字に訳すること。

## 統合保育

障害のある児童とない児童を同じ場所で一緒に保育すること。欧米では障害のある児童だけを別に保育することはなく、法的にもノーマライゼーションの理念のもとで共に保育することが一般的になっている。わが国では学校教育法で障害のある児童は障害の種類及び程度に応じて障害児学級及び特別なケアを行う障害児施設に措置されることが明文化されていることもあり、就学前の保育の段階でも分離保育となる場合も多い。最近では障害のある児童が必要な支援を受けながら一般の保育・教育を受けるインクルージョンの考え方が子どもの権利に関する条約の普及とともに拡がりつつある。

## 特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は、通常の学級に在籍した上で、必要な時間のみ「特別支援学級」において障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが必要な知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある児童・生徒で特別支援学級において教育を行うことが必要な児童・生徒である。

## な行

### ニーズ

ニーズ（ニード）という言葉には様々な解釈があり、サービス利用者の希望を重視してニーズを定義する立場、専門職の判断を絶対視する立場などがある。中立的立場でのニーズの定義は、①本人あるいは家族が援助してほしいと望んでいるもの、②本人あるいは家族が実際に生活上などで困っているもの、③専門職の目で援助が必要と思われるものの総体を指す。提供される援助は必ずしも①②③の重なる部分となるとは限らない。

### 日常生活用具

障害のある人の日常生活の便宜を図るための自立生活用具で①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの③製作や改良、開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するものをいう。

### ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障害のある人々に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省し、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」にも反映された。身体障害者福祉法第2条（自立への努力及び機会の確保）には、この理念が掲げられている。

## ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、障害のある人・高齢者・児童にも乗り降りが容易なバスのこと。

# は行

## 発達障害啓発週間

発達障害について、全国各地で広く啓発活動が進むように、国連の定めた世界自閉症啓発デーである4月2日を始期とし、4月8日までの期間を発達障害啓発週間として位置付けている。

## 発達障害者支援法

発達障害を早期に発見し、発達障害のある人の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障害を、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義し、発達障害者支援センターを設置して、発達障害の早期発見、発達障害のある人本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うことなどが定められている。

## ピアカウンセリング

障害のある人が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。同士のカウンセリングともいう。アメリカの自立生活センターでとられている方式として知られる。

## 福祉サービス利用援助事業

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスの利用に関する相談、助言を行うこと、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与すること、その他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。

## 福祉的就労

障害福祉サービス事業者や小規模作業所などで働くことをいう。自立・更生を促進し、生きがいを作るという意味合いがある。

## 福祉避難所

障害のある人で、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、災害時に設置・運営される施設のこと。

## 福祉ホーム

住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。対象となる障害のある人は、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な者（常時の介護・医療を必要とする状態にある者を除く）である。同施設の運営は、障害者自立支援法上、地域生活支援事業として位置付けられる。

## 福祉用具

一般的には介護用品・介護用具といわれてきたものとはほぼ同義。平成5年の「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」の制定以来、「福祉用具」という言い方が多くなっている。一般的に福祉用具には自助具（自らの機能を補う）の側面と、介助具（介助する側の機能を補う）の側面とがある。また、住宅改修と併せて使用を検討することも大切である。

## ホームヘルプサービス

介護を必要とする高齢者、障害のある人、難病患者などを対象に、その居宅をホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の世話や相談・助言を行うことで、利用者ができるだけその居宅で、自立した生活を送れるよう援助を行うサービス。

## 補装具

①障害のある人などの身体機能を補完・代替し、その身体への適合を図るように製作されたもの、②障害のある人などの身体に装着することにより、その日常生活や就労・就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの、③医師などによる専門的な知識に基づく意見・診断に基づき使用されることが必要とされるものをいう。義肢・装具・座位保持具・起立保持具・歩行器・頭部保持具・排便補助具・歩行補助つえ・重度障害者用意思伝達装置が障害者自立支援法に基づく補装具の種目として定められている。

# や行

## 友好都市

互いの文化交流及び親善を目的とし提携を結んだ都市を指す。相模原市の友好都市は中国の無錫（むしゃく）市とカナダのトロント市、トレイル市。この他に、宇宙開発の最先端技術を研究している宇宙航空研究開発機構の研究施設がある5つの市町で組織する銀河連邦がある。

## 要約筆記者

難聴・聴覚障害のある人で手話通訳を選択しない人のために要約筆記を行う人のこと。

# ら行

## ライフスタイル

衣食住、交際、娯楽などの生活の様式及び生活の行動や様式を形づくる考え方や習慣。特定の社会・集団の中で、共通してみられるものから、地域・民族・階層の違いによるもの、そして、個々人の持つものまで幅広くとらえられる。

## ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

## リハビリテーション

心身に障害のある人の全人間的復権を理念として、障害のある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。リハビリテーションには、医学的、教育的、職業的、社会的分野などがあるが、障害のある人の全人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。

## 療育

療育は、1951年肢体不自由の父といわれる高木憲次氏が唱えた言葉であり、「療」は医療を、「育」は養育または保育を意味し、医学的治療と教育その他の科学を動員して障害のある児童の残存能力・可能性を開発しようという主張であった。児童福祉法では療育の指導などの規定があり、福祉の保障である。障害の早期発見・早期治療により、その障害の治癒及び軽減を図ることを目的としている。

## レスパイト

一息つく、休息などの意味で、介護を要する障害のある人、高齢者の家族を一時的に一定の期間、介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し、一息つけるようにする援助をレスパイト・ケアという。

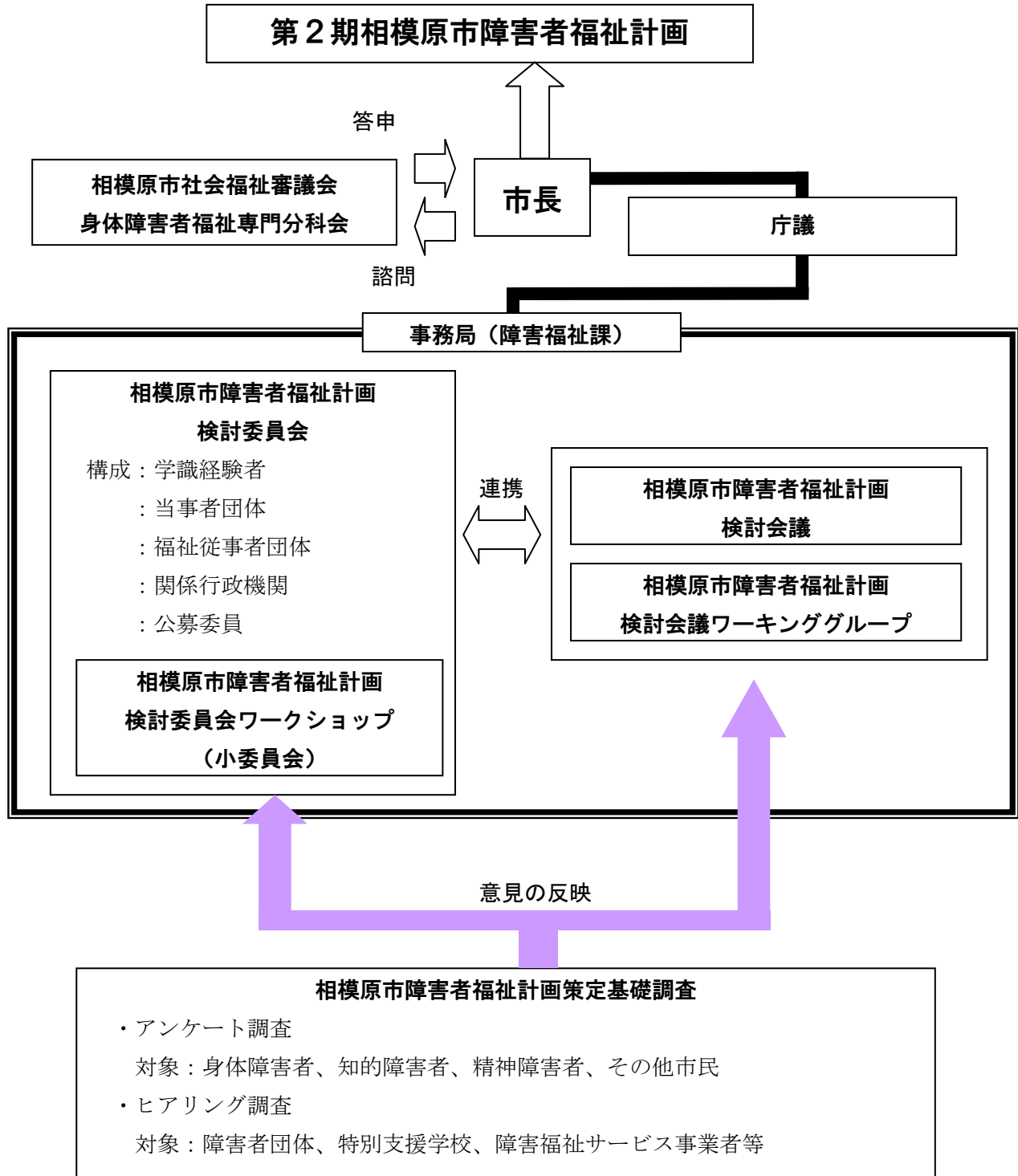


# 付属資料



# 1 第2期相模原市障害者福祉計画策定の体制

## (1) 策定体制



(2) 策定経過など

年月日	会議名など	主な審議内容など
平成19年12月20日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・委員長、副委員長選任</li> <li>・委員会の要綱などについて</li> <li>・アンケート調査の実施について</li> </ul>
平成20年 1月～ 3月	障害者福祉計画策定基礎調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート・ヒアリング調査の実施</li> <li>・調査結果の分析</li> </ul>
平成20年 3月13日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間の変更について</li> <li>・アンケート調査等の実施結果（中間報告）について</li> </ul>
平成20年 8月14日	平成20年度第1回社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の概要について</li> <li>・アンケート調査等の実施結果について</li> </ul>
平成20年11月14日	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果について</li> <li>・計画の体系及び項目（案）について</li> </ul>
平成21年 3月11日	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの実施について</li> <li>・基本計画第一次素案について</li> </ul>
平成21年 3月29日	第1回検討委員会ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の説明、意見交換（課題抽出）</li> </ul>
平成21年 4月10日	平成21年度第1回社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画第一次素案の説明</li> </ul>
平成21年 4月26日	第2回検討委員会ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換（課題抽出、解決策）</li> </ul>
平成21年 5月16日	第3回検討委員会ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換（解決策、計画に盛り込むべき施策の検討）</li> </ul>
平成21年 5月31日	第4回検討委員会ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会ワークショップで出た意見の素案への反映の確認</li> </ul>
平成21年 7月22日	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会ワークショップ検討結果について</li> <li>・基本計画第二次素案について</li> </ul>
平成21年 7月31日	第6回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画第二次素案について</li> </ul>
平成21年 9月29日	第7回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画第二次素案について</li> <li>・前期実施計画素案について</li> </ul>
平成21年10月27日	第8回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画素案について</li> <li>・前期実施計画素案について</li> </ul>
平成21年11月24日	平成21年度第2回社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の諮問について</li> </ul>
平成21年12月15日～ 平成22年 1月21日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出者数 28人</li> <li>・意見総数 444件</li> </ul>
平成22年 2月 5日	第9回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（素案）及び前期実施計画（素案）についてのパブリックコメントの実施結果の報告</li> </ul>
平成22年 2月 8日	平成21年度第3回社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の答申について</li> </ul>

## 2 相模原市障害者福祉計画検討委員会

### (1) 設置要綱

相模原市障害者福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者に関する諸施策を総合的・計画的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法第84号)に基づく相模原市障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するための相模原市障害者福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) その他、計画の策定に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、原則として、委員25名以内で組織する。ただし、各界各層から幅広い意見を取り入れるため、必要があれば、25名を超えて組織することができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者等関係団体
- (3) 公募により選考された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、相模原市健康福祉局福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 現に改正前の相模原市障害者福祉計画検討委員会設置要綱の規定に基づいて、相模原市障害者福祉計画検討委員として委嘱されている者の任期は、平成22年3月31日まで延長する。

(2) 委員名簿（敬称略）

No.	所属	氏名（カッコ内は任期）	備考
1	田園調布学園大学教授	村井 祐一	委員長
2	早稲田大学准教授	岡部 耕典	副委員長
3	社団法人相模原市医師会副会長 社団法人相模原市医師会理事	西川 英樹 (H19. 11. 20~H21. 5. 25) 小松 幹一郎 (H21. 5. 26~)	
4	相模原市障害福祉事業所協会副会長	松屋 直人	
5	相模原市障害者地域作業所等連絡協議会	鶴巻 幹	
6	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会理事	赤間 芳子	
7	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団理事長	渡邊 亮	
8	相模原市身体障害者連合会副会長	小出 庄作	
9	社団法人相模原市手をつなぐ育成会副理事長	田中 秀	
10	みどり会（相模原市精神障害者家族会）副会長	大石 真弥	
11	特定非営利活動法人相模原ボランティア協会会長	高橋 功	
12	相模原商工会議所専務理事	後藤 一喜 (H19. 11. 20~H21. 3. 31) 座間 進 (H21. 4. 1~)	
13	相模原市立麻溝小学校長	笹川 信行	
14	公募委員	川口 聖	
15	公募委員	猿渡 達明	
16	公募委員	早津 宗彦	
17	相模原公共職業安定所長	西 多喜郎 (H19. 11. 20~H20. 3. 31) 藤村 静男 (H20. 4. 1~)	
18	神奈川県相模原児童相談所長	古澤 昭夫 (H19. 11. 20~H20. 3. 31) 秋田 長二郎 (H20. 4. 1~)	
19	神奈川県立総合療育相談センター所長	河西 悦子	
20	神奈川県立中井やまゆり園長 （発達障害支援センター長）	原田 鉄也 (H19. 11. 20~H21. 3. 31) 石居 廣商 (H21. 4. 1~)	
21	神奈川県精神保健福祉センター所長	桑原 寛	
22	神奈川県立相模原養護学校長	清水 寛	
23	神奈川県立座間養護学校長	杉尾 信孝 (H19. 11. 20~H20. 3. 31) 杉本 由美子 (H20. 4. 1~)	
24	神奈川県立津久井養護学校長	山下 和久 (H19. 11. 20~H21. 3. 31) 佐藤 隆広 (H21. 4. 1~)	

### 3 相模原市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会

#### (1) 委員名簿（敬称略）

No.	所属	氏名 (カッコ内は任期)	備考
1	相模原市障害者地域作業所等連絡協議会	佐藤 昌秀	
2	相模原市社会福祉協議会	吉本 一夫	
3	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会	鎮守 健一	副会長 (H21. 11. 24~)
4	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会	橋本 一男	
5	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会	米山 孝	
6	相模原市障害福祉事業所協会	中島 博幸	
7	相模原市歯科医師会	井上 俊彦	
8	田園調布学園大学教授	伊東 秀幸	会長
9	相模原市医師会	西川 英樹 (H21. 4. 10~ H21. 5. 25) 小松 幹一郎 (H21. 6. 1~)	副会長 (H21. 4. 10~ H21. 5. 25)
10	津久井町地域協議会	大澤 明光	
11	相模湖町地域協議会	溝口 正裕	
12	城山町地域協議会	本多 雅子 (H21. 5. 1~)	
13	藤野町地域協議会	小池 和代	

※委員は平成21年4月10日時点で委嘱を受けた者。ただし平成21年4月10日以降に委嘱を受けた者を含む。

(2) 諮問及び答申

社会福祉審議会 諮問

F N o . 5 ・ 0 ・ 0

平成21年 11月24日

相模原市社会福祉審議会  
身体障害者福祉専門分科会  
会 長 伊東 秀幸 様

相模原市長 加山 俊夫

第2期相模原市障害者福祉計画について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項  
第2期相模原市障害者福祉計画について
- 2 答申希望時期  
平成22年3月

以 上

平成 22 年 2 月 23 日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市社会福祉審議会  
身体障害者福祉専門分科会  
会 長 伊東 秀幸

第 2 期相模原市障害者福祉計画について（答申）

平成 21 年 11 月 24 日付け F N o . 5・0・0 をもって諮問のありました標記のことについて、当審議会において審議した結果、原案を一部修正の上、策定することを妥当と認めます。

なお、策定の基本的な考え方の「完全参加と平等」を踏まえ、市民と行政が一体となって障害福祉の推進に取り組まれるよう要望します。

また、次の意見を付しますので、これを尊重し、計画の実施にあたられたい。

意 見

- 1 計画の的確な進行管理に努めるとともに、今後予定される障害者権利条約の批准、障害者自立支援法の見直し等、福祉をめぐる社会情勢等の変化に合わせ、計画の適時適切な見直しを図られたい。
- 2 障害者の「完全参加と平等」を実現するために、市の様々な計画の策定及び施策の推進に当たっては、障害のある人もない人もともに参画できる環境の整備に努められたい。

以 上

## 4 相模原市障害者福祉計画基礎調査

### (1) 調査目的

この調査は、市内に居住する障害者及びその他市民を対象としたアンケート調査、障害者団体や養護学校、障害福祉サービス提供事業者などを対象としたヒアリング調査を実施し、障害者の生活実態や福祉をはじめとする各種施策のニーズや市民の意識、障害者団体や特別支援学校、障害福祉サービス提供事業者などの意見・要望等を把握するとともに、障害者を取り巻く環境の課題の抽出とその課題に対する障害者施策を検討し、次期障害者福祉計画及び今後の障害福祉施策に反映させるための基礎資料とする。

### (2) アンケート調査

#### ア 調査の概要

- 調査期間： 平成20年1月8日～2月19日
- 対象者数： 身体障害者1,000人、知的障害者500人  
精神障害者500人、その他市民1,000人
- 抽出方法： 障害の種類、程度別に無作為抽出  
(身体障害者、知的障害者)  
家族会、地域作業所などに配布  
(精神障害者)  
地区、性別、年齢別に無作為抽出  
(その他市民)
- 調査方法： 郵送配布・郵送回収  
(身体障害者、知的障害者、その他市民)  
家族会、地域作業所などを通じて配布・郵送回収  
(精神障害者)
- 調査項目： 調査票の記入者  
調査対象者の基本属性  
介護・介助の状況について  
健康について  
仕事・収入について  
教育について  
福祉サービスについて  
外出、社会参加、余暇活動について  
福祉のまちづくりについて  
防災について  
相模原市の障害者福祉について(以上、身体障害者)

調査項目：調査票の記入者

調査対象者の基本属性

介護・介助の状況について

健康について

仕事・収入について

教育について

福祉サービスについて

外出、社会参加、余暇活動について

防災について

相模原市の障害者福祉について（以上、知的障害者）

調査項目：調査票の記入者

調査対象者の基本属性

介護・介助の状況について

健康について

仕事・収入について

精神保健福祉サービスについて

外出、社会参加、余暇活動について

防災について

相模原市の障害者福祉について（以上、精神障害者）

調査項目：調査対象者の基本属性

福祉への関心について

福祉活動について

福祉に関する一般事項について

相模原市の障害者施策について（以上、その他市民）

## イ 回収結果

調査種別	配布数	回収数	有効回収数	回収率
身体障害者	1,000人	631人	630人	63.0%
知的障害者	500人	312人	312人	62.4%
精神障害者	500人	239人	239人	47.8%
その他市民	1,000人	466人	460人	46.0%

### (3) ヒアリング調査

#### ア 調査の概要

調査期間：平成20年2月4日～平成20年2月28日  
 対象数：障害者団体 27団体  
 特別支援学校 3校  
 障害福祉サービス提供事業所など 16施設  
 調査項目：基礎項目（会員数、利用施設、運営・活動内容、施設内容等）  
 課題について（活動、組織・人員、その他）  
 地域福祉、地域活動について  
 （意見・要望、団体としての取り組み、市に期待する取り組み）  
 市の障害福祉施策に関する意見・要望  
 その他

#### ヒアリング対象一覧（名称はヒアリング当時の名称）

障害者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相模原市障害児者福祉団体連絡協議会</li> <li>○相模原市身体障害者連合会</li> <li>○相模原市肢体障害者協会</li> <li>○相模原市視力障害者協会</li> <li>○相模原市聴覚障害者協会</li> <li>○相模原市車いす友の会</li> <li>○相模原市肢体不自由児者父母の会</li> <li>○社団法人 相模原市手をつなぐ育成会</li> <li>○みどり会</li> <li>○相模原市自閉症児・者親の会</li> <li>○相模原失語症友の会</li> <li>○相模原市精神障害者仲間の会（あしたば会）</li> <li>○生きる会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津久井町身体障害者福祉会</li> <li>○津久井町のぞみの会</li> <li>○津久井町みどり会</li> <li>○相模湖町身体障害者福祉会</li> <li>○こころの病を抱える者の家族の会「相の会」</li> <li>○城山町身体障害者福祉会</li> <li>○城山町肢体不自由児父母の会</li> <li>○藤野町身体障害者福祉会</li> <li>○藤野町たんぼぼの会</li> <li>○社会福祉法人 相模福祉村</li> <li>○相模原市障害者地域作業所等連絡協議会</li> <li>○相模原市障害福祉事業所協会</li> </ul>
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立相模原養護学校</li> <li>○県立座間養護学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立津久井養護学校</li> </ul>
障害福祉サービス事業所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立さがみ緑風園</li> <li>○リベルテ</li> <li>○シャローム</li> <li>○ワイビレッジ</li> <li>○あすか</li> <li>○相模原療育園</li> <li>○上九沢身体障害者デイサービスセンター</li> <li>○やまびこ工房</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援センターカミング</li> <li>○児童デイサービスセンターあるぷす</li> <li>○地域活動支援センターくえびこ</li> <li>○ワークショップ向陽</li> <li>○すぺーす・あい</li> <li>○ポプリの里</li> <li>○藤野さつき学園</li> <li>○津久井やまゆり園</li> </ul>



---

ノーマライゼーション推進・さがみはらプラン

## 第2期相模原市障害者福祉計画 基本計画

発行日 平成22年3月

編集・発行 相模原市健康福祉局福祉部障害福祉課

電話 042(769)8355(直通)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8355(直通)

FAX 042-759-4395

E-mail [shougai-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:shougai-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp)

※連絡先は平成22年4月以降のものです。

---